

令和元年10月18日（金）
於：芝消防署4階会議室

第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 第1回協議会での質疑事項【資料1－1、1－2】
 - (2) 住宅用火災警報器に関するヒアリング調査結果【資料2－1】
ヒアリング調査結果から抽出された課題【資料2－2】
 - (3) ヒアリング結果を踏まえた取組（案）【資料3】
 - 町会単位での共同購入（モデル消防署での試行）
 - 広報における重点項目（全消防署での実施）
 - (4) 今後の住宅用火災警報器の在り方について（新しい技術等の紹介）【資料4】
 - (5) その他
- 4 閉 会

【 配 布 物 】

- ・ 第15期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿
- ・ 第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）席次表
- ・ 協議会資料
 - 資料1－1、1－2、2－1、2－2、3、4
 - 参考資料1、2

第 1 5 期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(5 0 音順)

	氏 名	職名等
委員	栗 野 達 人	公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 会長
委員	池 上 三 喜 子	公益財団法人 市民防災研究所 理事
委員	伊 藤 和 子	多摩市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	尾 作 理 恵	町田防火女性の会 会長
委員	小 澤 浩 子	赤羽消防団 副団長
委員	川 井 誉 久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	菊 地 聡	UR（独立行政法人都市再生機構） 東日本賃貸住宅本部 電気設備課長
委員	小 林 三 枝	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	佐 藤 重 春	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長
委員	篠 宮 壘	J K K東京（東京都住宅供給公社） 住宅営繕部 設備担当部長
委員	柴 宮 深	練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課長
委員	鈴 木 孝 雄	東京都町会連合会 会長
委員	関 澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
委員	唯 藤 節 子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事
委員	田 中 勝 久	公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事
委員	野 村 由 紀 子	羽村市 福祉健康部 障害福祉課長
委員	萩 森 義 男	東京消防庁 本田消防署 署長
委員	廣 井 悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻 准教授
委員	松 尾 光 恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
委員	松 本 浩 司	N H K解説委員室 解説主幹
委員	渡 辺 博	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事
委員	山 本 浩 史	一般社団法人 日本火災報知機工業会 住宅防火推進委員会 委員長
委員	青 木 浩	東京消防庁 防災部長
委員	福 永 輝 繁	東京消防庁 参事 兼 防災部防災安全課長
オブザーバー	下 川 明 美	東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課長
オブザーバー	八 木 良 次	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長
オブザーバー	吉 田 暁	総務省消防庁 予防課 予防係長

第 1 5 期東京都住宅防火対策推進協議会（第 2 回） 席次表

令和元年10月18日（金）
東京消防庁芝消防署（4 階会議室）

廣井会長代行
（東京大学大学院工学系研究科
都市工学専攻准教授）
関澤会長
（東京理科大学大学院
国際火災科学研究科教授）
松本委員
（NHK解説委員室 解説主幹）

	○	○	○	
池上委員 （公益財団法人 市民防災研究所理事）	○			唯藤委員 （一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事）
尾作委員 （町田防火女性の会 会長 ）	○			栗野委員 （公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟 会長）
小澤委員 （赤羽消防団 副団長）	○			小林委員 （特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事）
伊藤委員 （多摩市 健康福祉部 高齢支援課長）	○			山本委員 （一般社団法人 日本火災報知機工業会 住宅防火推進委員会 委員長）
佐藤委員 （豊島区 健康福祉部 高齢者福祉課長）	○			菊地委員 （独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 電気設備課長）
柴宮委員 （練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課長）	○			渡辺委員 （公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 副専務理事）
野村委員 （羽村市 福祉健康部 障害福祉課長）	○			篠宮委員 （東京都住宅供給公社 住宅営繕部 設備担当部長）
田中委員 （公益財団法人 東京連合防火協会 専務理事）	○			下川 オブザーバー （東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長）
萩森委員 （東京消防庁 本田消防署 署長）	○			八木 オブザーバー （東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長）
青木委員 （東京消防庁 防災部長）	○			吉田 オブザーバー （総務省消防庁 予防課 予防係長）
福永委員 （東京消防庁 参事 兼 防災安全課長）	○			

速記

○

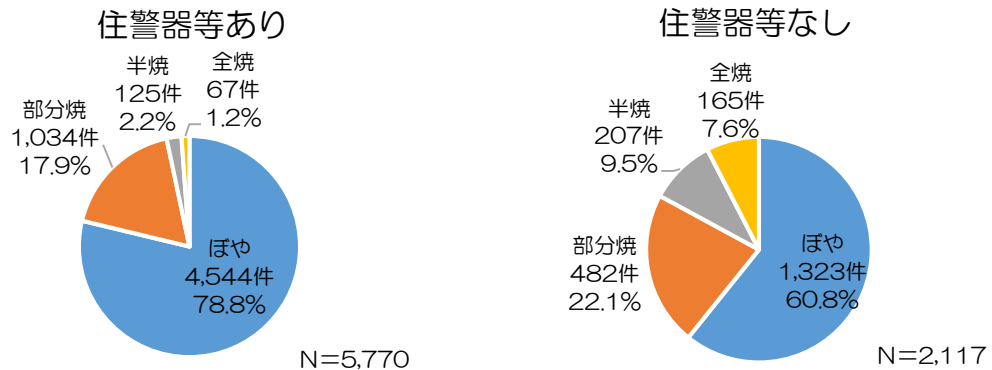
事務局

○	○	○
（東京消防庁 防災部 副参事）	（東京消防庁 生活安全防災安全係 安全係長）	（東京消防庁 生活安全防災安全係 安全係主任）

傍聴席

第 1 回協議会での質疑事項

1 住警器設置・未設置別の火災焼損程度の比較



※過去5年間

住警器設置ありとなしでは、住警器設置ありの方が、ぼやの割合が大きい。

2 共同住宅での設置義務は誰にあるのか。

住警器の設置及び維持管理は関係者が行わなければならない（消防法9条の2）。関係者とは所有者、管理者又は占有者を指すが、順位はないことから、契約時に取り決める、話し合いで決める等をする必要がある。

3 聴覚障害者の住警器対応はどのようなものがあるのか

地域生活支援事業として、国から1/2、都から1/4の補助があり、残りの1/4を各区市町村等が負担している。利用条件や内容に多少の違いはある。（2ページ参照）
本日の協議会後半では光警報装置等の紹介を行う。

4 住警器設置により覚知は早まったか。（※覚知とは消防機関が火災を認知した時間）

過去5年間の平均（出火から覚知までの時間、出火時間が不明な事案等は除く）

住警器あり…9分23秒 （n=2, 132）

住警器なし…10分14秒 （n=1, 466）

住警器ありの方が51秒早くなっている。

5 本体交換していなかったことで被害にあった等のデータはあるのか。

過去5年間の不奏功事例286件を調べたところ、電池切れまたは故障により、作動しなかった火災は1件

各区市町村の住宅用火災警報器に対する助成状況（例）

※住宅用火災警報器の助成のみを抜粋して記載(このほかに非常ベル・自動消火装置等を助成している区市町村もある。

高齢者世帯	障害者世帯
65歳以上の世帯又は65歳以上の一人暮らし世帯を対象に緊急通報装置と熱感知器を設置している。 生活保護受給者と非課税世帯は無料、それ以外は月額400円を自己負担	障害者の一人暮らしの身体障害者手帳1、2級、難病認定者の世帯に緊急通報装置と熱感知器を設置している。 生活保護受給者と非課税世帯は無料、それ以外は月額400円を自己負担
①65歳以上の世帯で一人暮らし ②65歳以上の高齢者のみの世帯 上記①②の世帯のうち、認知症などの防火等の配慮が必要な世帯に対して、1世帯につき2個無料（②は全員が認知症などの防火等の配慮が必要であることが条件）	火災報知器に対する補助 上限3万1千円を助成 ・身体障害1級又は2級 ・知的障害1度又は2度 原則1割の自己負担。但し、住民税非課税は自己負担なし
おおむね65歳以上で慢性的な病気があるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする状態の一人暮らし、高齢の方のみの世帯または日中、夜間に高齢の方のみになる世帯。火災感知器等が作動すると区と契約している警備会社に通報され、警備員が駆け付ける。 住警器1個 3,800円/月の内、住民税非課税者は700円/月、課税者は1,750円/月を自己負担	【上限】 3万1000円を助成 ※個人で見積り等を提出し、給付券を区が発行する。 【対象者】 ①身体障害者手帳 1級・2級 ②愛の手帳 1度・2度 ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級 ④難病等患者 ※①②③④いずれも火災発生の感知等が著しく困難な世帯の方 火災警報器以外に、【自動消火装置】【火災安全システム】もあり。
市の高齢者火災安全システム事業運営要綱により、おおむね65歳以上の寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者等に対して、機器は、対象者の居住する住宅で防災上最も効果的な場所に設置し、現物を給付等することにより行う。	①身体障害者手帳の交付を受けており、1級又は2級の者 ②知的障害者手帳の交付を受けており、最重度又は重度の者 上記①②のみの世帯又はそれに準ずる世帯に対して、上限3万1千円（耐用年数8年）を助成
下記1から3のすべてに該当する方に2個（煙式1個、熱式1個）給付 1 65歳以上の方 2 次のアまたはイに該当し、かつ、ウに該当する方 ア 介護保険の要介護3～5と認定された方 イ 介護保険の要介護1～2で火の消し忘れなどを起こすおそれのある認知症と診断された方 ウ 一人暮らしの方 3 心身機能の低下や居住環境から、防火の配慮が必要な方（調査票により判定）	個数は個別の相談 上限3万1千円を助成 (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級又は2級のもの (2) 知的障害者（児）で、障害の程度が最重度又は重度のもの（(1)・(2)のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）

住宅用火災警報器に関するヒアリング調査結果

○調査期間：令和元年9月6日（金）から令和元年9月27日（金）まで

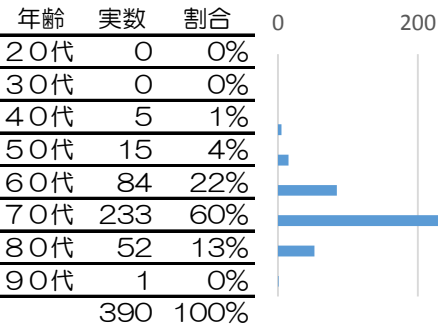
○79消防署395サンプル

○町会長宅を訪問し、問1から問6までを個人の意見、問7から問10までを町会の立場で意見を述べていただいた。

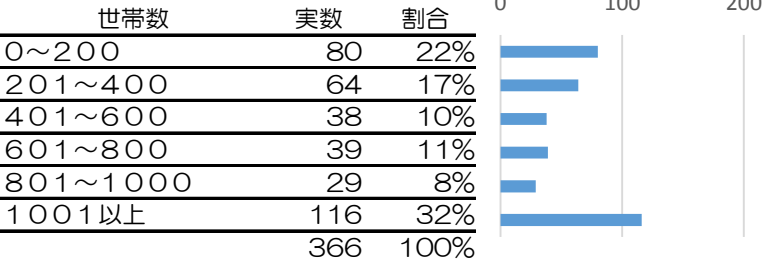
※参考資料（インターネット調査から2問）

- ・調査期間：令和元年9月17日から令和元年9月26日まで
- ・500サンプル
- ・サンプルは東京都内（稲城市及び島しょ部を除く）区市町村とし、各地域の回答者が概ね同数となるように設定。さらに各地域の男女比・年齢層比が可能な限り同数となるよう配慮したもの。

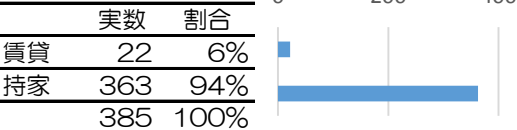
問 回答者（町会長）の年齢



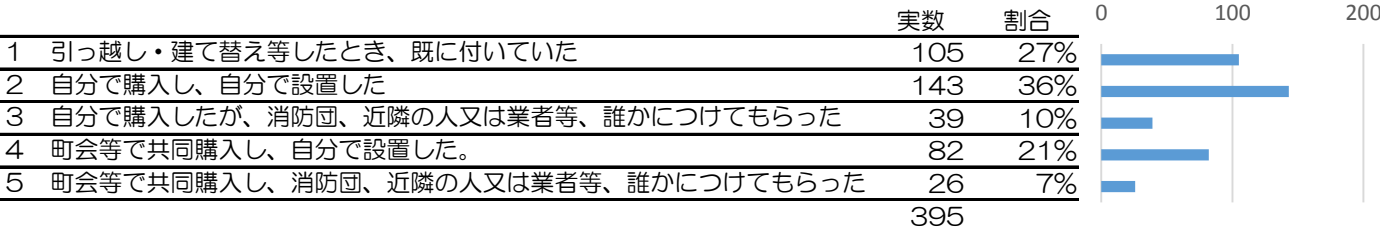
問 回答者の属する町会の世帯数



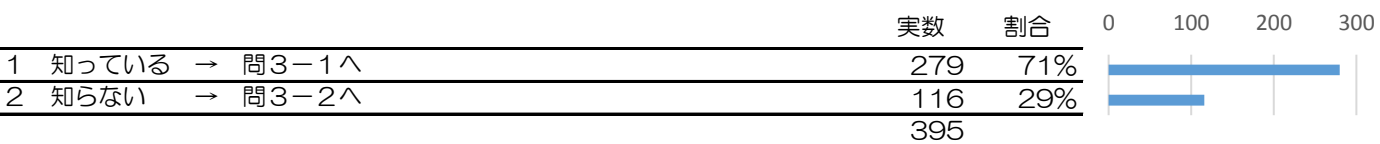
問 回答者の住宅形態



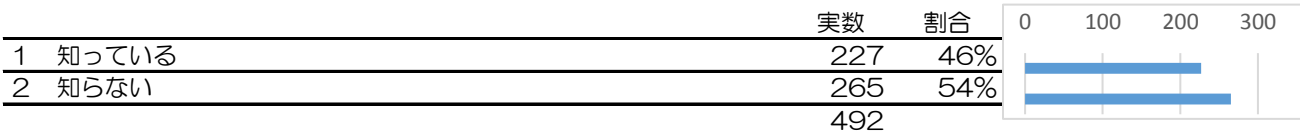
問1 住宅用火災警報器をどのような経緯で購入又は設置しましたか。



問2 住宅用火災警報器は、設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。



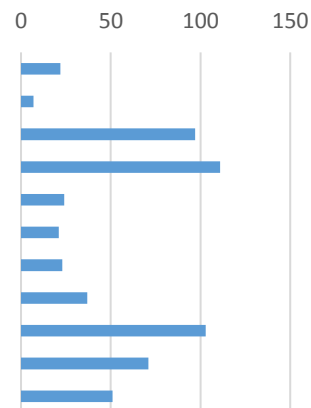
[参考]インターネット調査：設置から約10年で本体交換を推奨していますが、本体交換が必要である理由を知っていますか。



資料2-1

問3-1 どこで知りましたか(複数回答可)。

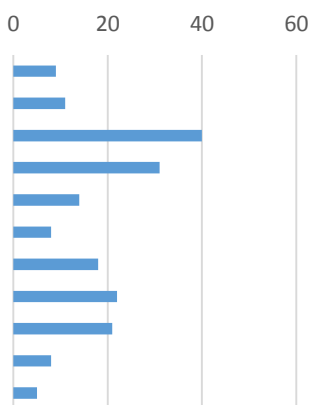
	実数	割合
1 東京消防庁ホームページ	22	8%
2 東京消防庁Twitter、Facebookページ	7	3%
3 町会の回覧板	97	35%
4 消防署からのチラシ等によるお知らせ	111	40%
5 街角等のポスター	24	9%
6 イベント会場	21	8%
7 新聞記事	23	8%
8 テレビなどのニュースや番組	37	13%
9 消防職員の話(防火防災訓練等)	103	37%
10 住警器メーカー	71	25%
11 その他	51	18%
	567	



その他：知人から聞いた 区のチラシを見た 等

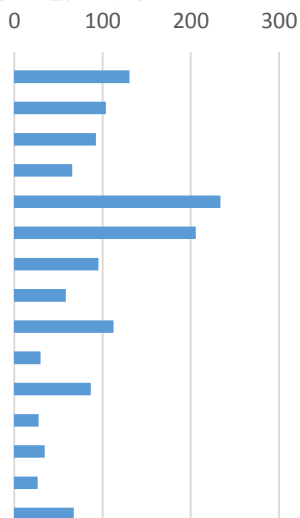
問3-2 どのようなかたちであれば知ることができると思いますか(複数回答可)。

	実数	割合
1 東京消防庁ホームページ	9	8%
2 東京消防庁Twitter、Facebookページ	11	9%
3 町会の回覧板	40	34%
4 消防署からのチラシ等によるお知らせ	31	27%
5 街角等のポスター	14	12%
6 イベント会場	8	7%
7 新聞記事	18	16%
8 テレビなどのニュースや番組	22	19%
9 消防職員の話(防火防災訓練等)	21	18%
10 住警器メーカー	8	7%
11 その他	5	4%
	187	



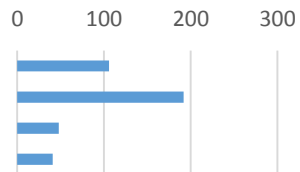
[参考]インターネット調査：消防や防災、救急に関する情報を入手しやすいと思う媒体は何ですか(複数選択可)。

	実数	割合
1 ポスター	126	25%
2 広報紙「広報とうきょう消防」	99	20%
3 チラシ、リーフレット	88	18%
4 ポスティング	61	12%
5 テレビ	229	46%
6 インターネット(バナー広告など)	201	40%
7 新聞	91	18%
8 東京消防庁のHP	54	11%
9 SNS(ツイッター、フェイスブックなど)	108	22%
10 ラジオ	25	5%
11 車内広告(電車)	82	16%
12 イベント	23	5%
13 デジタルサイネージ(街頭ビジョン含む)	30	6%
14 消防署	22	4%
15 東京消防庁公式アプリ	63	13%
	1,302	



問4 本体交換をしようと思いますか。

	実数	割合
1 思う(交換済み) → 問5-1へ	106	27%
2 思う(交換していない) → 問6へ	192	50%
3 思わない → 問5-2へ	48	12%
4 分からない → 問6へ	41	11%
	387	



問5-1 交換に至った理由は何ですか。

	実数	割合	
1 問3-1 で知ったから（選択肢何番で知りましたか：選択肢 番）	61	58%	
2 家族が交換してくれたから	17	16%	
3 その他	28	26%	
	106		

その他：電池切れの警報音 4件 ホームメンテナンス 等

選択肢1の内訳（何番で知ったか）：東京消防庁ホームページ 60件 町会の回覧板 30件東京消防庁SNS 7件 等

問5-2 なぜ、本体交換をしようと思わないのですか。（複数選択可）

	実数	割合	
1 購入するのが面倒だから	5	10%	
2 機器の値段が高いから	5	10%	
3 取付けが面倒であるから	4	8%	
4 自分で取付けが困難であるから	8	17%	
5 正常に作動しているから	24	50%	
6 住警器を設置してあることを知らないから	0	0%	
7 交換時期を知らないから	14	29%	
8 住宅用火災警報器が必要だと思わないから	1	2%	
9 本体交換が必要だと知らなかったから	6	13%	
10 電池交換すれば使用可能であるから	20	42%	
11 鳴ったことがないから	9	19%	
12 住宅用火災警報器を設置して間もないから	8	17%	
13 その他	4	8%	
	108		

その他：新しいから 等

問6 住宅用火災警報器にどのような付加価値や新規機能があればよいと思いますか。（複数回答可）

	実数	割合	
1 火災保険が安くなる	164	42%	
2 住宅購入費・家賃等に、10年毎の更新費用が含まれている	50	13%	
3 壁掛け時計等、他の機器との一体型	28	7%	
4 非常用照明	98	25%	
5 において知らせる	37	9%	
6 スマホ等と連動	87	22%	
7 防災行政無線	41	10%	
8 緊急地震速報	51	13%	
9 J-ALERT	13	3%	
10 一酸化炭素検出	40	10%	
11 他の住警器と連動	69	17%	
12 特にない	55	14%	
13 その他	30	8%	
	763		

その他：光る 5件 取付けが簡単なもの 2件 防犯に役立つもの 等

問7 どのような条件があれば本体交換をより多くの人がすると思いますか（複数選択可）

	実数	割合	
1 共同購入すれば市場価格より安く購入できる	210	53%	
2 補助金が出る	266	67%	
3 取付けサービスがある	222	56%	
4 交換時期がわかる	158	40%	
5 相談先がある(消防署やメーカー等)	73	18%	
6 その他	22	6%	
	951		

その他：住警器の説明があれば 4件 区の斡旋 2件 等

問8 どのような機関にどのような協力をお願いしたいと思いますか。（複数回答可）

	実数	割合	
1 住宅用火災警報器メーカー	140	35%	
2 地域の電気店や家電量販店	112	28%	
3 行政機関（区市町村等）	206	52%	
4 消防職員や消防団員	142	36%	
5 その他	13	3%	
	613		

協力内容

住警器メーカー（取付支援・サービス 38件 お知らせ 25件 低価格販売 23件 等）

地域の家電量販店（取付支援・サービス 59件 低価格 11件 お知らせ 8件 等）

行政機関（補助金 112件 取付支援 31件 広報 11件 等）

消防職員（取付支援 36件 お知らせ 12件 等）

問9 住宅用火災警報器の義務化当時、町会で住宅用火災警報器の共同購入（まとめて購入することで安くなる。また、いつ取付けたのかが分かる）を実施した地域がありました。今回、共同購入で本体交換をしようと思いますか。

	実数	割合	
1 思う	205	54%	
2 思わない	75	20%	
3 分からない	102	27%	
	382		

問10 問9で2と回答した方にお聞きます。共同購入をしようと思わない理由をお聞かせください。（複数回答可）

	実数	割合	
1 共同購入方法が分からない	9	12%	
2 町会役員の負担が大きい	44	59%	
3 町会の繋がりが薄い	14	19%	
4 各家庭で実施するもの	32	43%	
5 防災の意識が低下している	8	11%	
6 その他	27	36%	
	134		

その他：意見をまとめるのが困難4件 高齢者が多く段取りが困難 最初の購入時期が異なる 等

聴覚障害者、ヒアリング調査結果

公益社団法人 東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟の協力のもと、聴覚に障害がある方、8名にヒアリング調査を実施した。

1 付加価値や新機能について

- ・就寝時にも分かるようなバイブレーション機能
- ・フラッシュ機能
- ・室内信号装置との連携
- ・スマホと連携 等

2 推奨事項

- ・区の助成により、業者が設置してくれた
- ・都営住宅なので無料で設置してくれた

3 今後、住警器に望むこと

- ・共同購入時にメールやFAXでのスムーズな対応ができるように。
- ・マンション等の購入時に音を光に変更できるような選択がほしい。
- ・小さな光では気づきにくい。
- ・聴覚障害者には、風呂場やトイレにも光で分かる装置が必要。室内信号装置の連携と助成をお願いしたい。

ヒアリング調査結果から抽出された課題

1 住警器に求められる付加価値

※項目の後のカッコは回答番号

付加価値や新機能について（問6）

火災保険が安くなる（1）	42%
非常用照明機能（4）	25%
スマホ等と連動（6）	22%
連動式住警器（11）	17%

聴覚障害者の立場から

- ・就寝時にも分かるようなバイブレーション機能
- ・フラッシュ機能
- ・室内信号機との連携
- ・スマホと連携 等



○火災保険…義務化当時は割引等があったが、現在は実施している保険会社は見当たらない。

○スマートホンとの連携や非常用照明等の付加機能を望む声が多い。



関係機関・業界への提案や依頼、情報提供

2 関係機関との連携

関係機関の協力について（問8）

協力内容

住警器メーカー	（取付支援・サービス 38件 お知らせ 25件 低価格販売 23件 等）
地域の家電量販店	（取付支援・サービス 59件 低価格 11件 お知らせ 8件 等）
行政機関	（補助金 112件 取付支援 31件 広報 11件 等）
消防職員	（取付支援 36件 お知らせ 12件 等）



○取付支援や補助金、低価格化などの要望が多い。



取付支援、補助制度の拡充、低価格化等の働きかけ

3 購入の方法 ※項目の後のカッコは回答番号

前回の設置経緯（問1）	
自分で購入（2・3）	46%
共同購入（4・5）	28%
入居時既設（1）	27%

共同購入の意向（問9）	
あり	54%
なし	20%
分からない	27%

本体交換の条件（問7 MA）	
補助金（2）	67%
取付サービスがある（3）	56%
共同購入で市場より安くなる（1）	53%

共同購入したくない理由（問10 MA）	
役員の負担が大きい（2）	59%
各家庭で実施するもの（4）	43%

- 共同購入の意向が多くある。
○一方で町会役員の負担を心配する声もある。

関係機関が連携して、町会の負担を減らしながら購入を推進

4 広報内容・方法 ※項目の後のカッコは回答番号

本体交換の必要性（問2）	
知っている	71%
知らない	29%
[参考]本体交換の必要性（インターネット調査）	
知っている	46%
知らない	54%

本体交換をしない理由（問5-2）	
正常に作動しているから（5）	50%
電池交換で使用可能だから（10）	42%
交換時期を知らないから（7）	29%

本体交換の必要性を知った手段（問3-1 MA）	
チラシ（4）	40%
消防職員（9）	37%
町会の回覧板（3）	35%

[参考]防災等の情報を入手しやすい媒体（インターネット調査 MA）	
テレビ（5）	46%
インターネット（6）	40%

- 交換の必要性を知らない人が多い。
○本体交換の必要な理由が正しく伝わっていない。
○情報入手方法としてチラシや消防職員（防災訓練等）、インターネット等、様々な媒体がある。

様々な広報媒体を有効活用した、正しい情報の発信

ヒアリング結果を踏まえた取組（案）

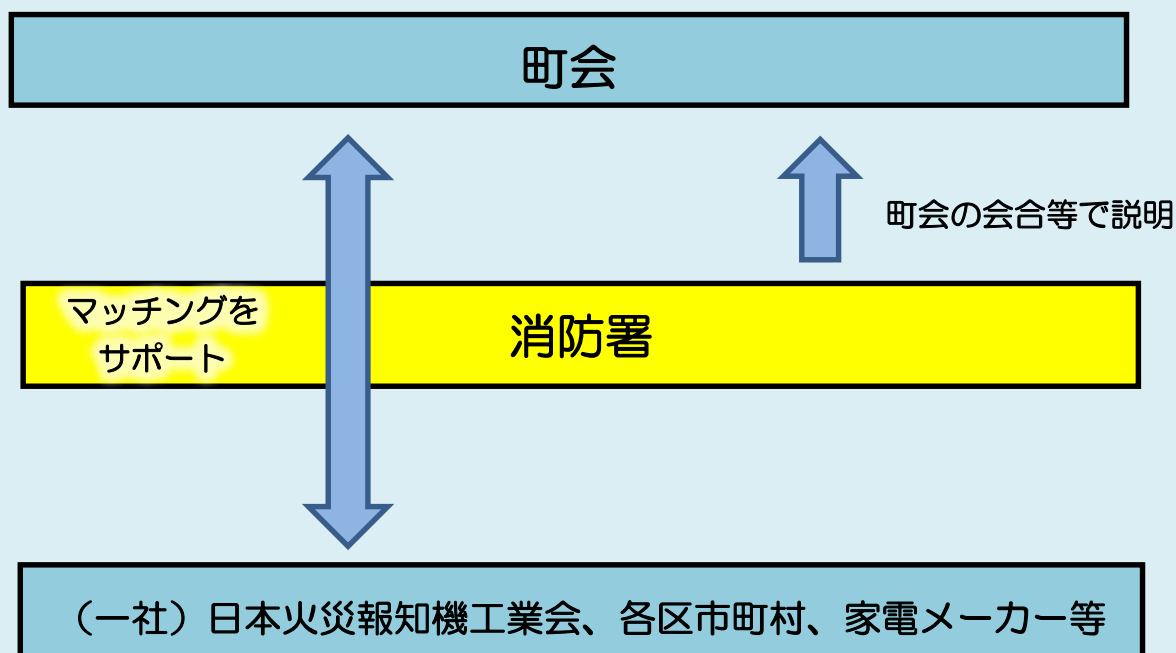
資料3

モデル消防署において、共同購入を試行するとともに、全消防署において重点的な広報を行い、効果・課題等を検証する。

○ 町会単位での共同購入（モデル消防署での試行）

共同購入のメリット

- ・ 次回の交換時期が揃うため、交換忘れを防止
- ・ 防火体制の強化
- ・ 地域のつながりが深まり、防災力が向上
- ・ 悪質な訪問販売等からの被害防止



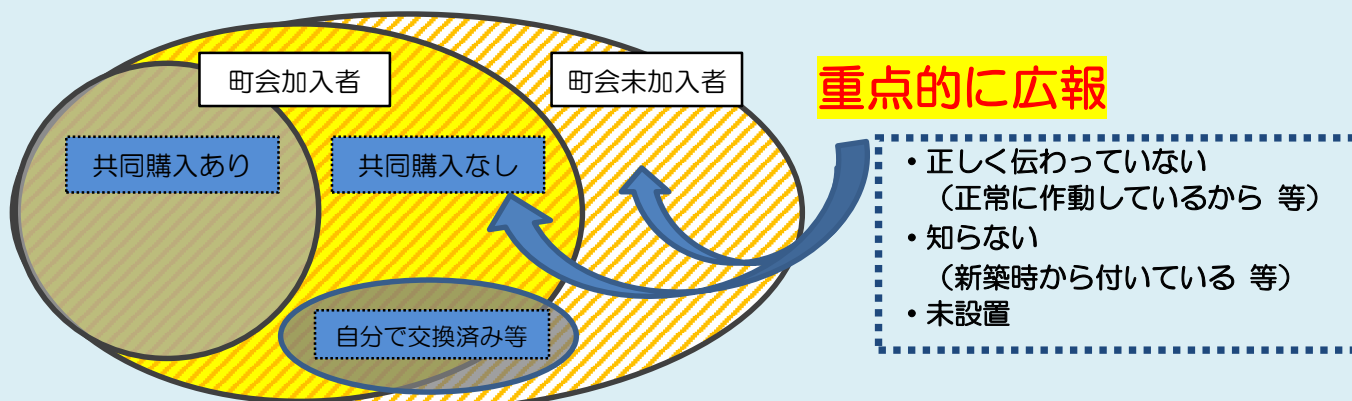
○ 広報における重点項目（全消防署での実施）

○方法

防火診断、防災訓練、チラシ、SNS、ホームページ等による広報

○内容

正常に作動していたり、電池が切れていない場合でも、10年経過で交換が必要なこと 等



IoTを活用した住宅用火災警報器の将来像（イメージ）

外部機関から会議中のみ使用許可を得た図のため、削除

第 15 期東京都住宅防火対策推進協議会（第 1 回）議事録

1 開会

○事務局（高本） では、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

まず初めに資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。まず次第となります。2 ページ目、委員名簿。さらに 1 枚おめくりいただきまして、座席表。さらに 1 枚おめくりいただきまして、協議会運営要綱（案）となります。また 1 枚おめくりいただきまして、協議会資料。こちらは下のほうで 1 ページから 9 ページまでとなっております。さらに 1 枚おめくりいただきまして、参考資料。こちらは過去 10 年間の住宅火災分析データとなっております。こちらの資料は、表裏を 1 枚といたしまして、3 枚となります。資料にもし不足等ございましたら、係員までお申し出ください。

なお、本日の会議の終了時刻につきましては、16 時を予定しております。

2 防災部長あいさつ

○事務局（高本） 今回は第 15 期第 1 回目の協議会ということで、防災部長の青木から御挨拶申し上げます。

よろしくお願いします。

○青木委員 改めまして、私、東京消防庁防災部長の青木でございます。本日は、お忙しい中、また気温がますます高く暑い中お越しいただきまして、ありがとうございます。

さて、東京都住宅防火対策推進協議会は、広く有識者の皆様から御意見をいただき総合的な住宅防火対策を推進するために平成 4 年 12 月に設置され、以来 14 期にわたり、住宅からの出火防止や火災による死者の防止等、住宅防火対策における東京消防庁の施策・指針に多大な御貢献をいただいております。

今回 15 期目の協議会に当たりましては、「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」をテーマに御検討いただく予定でございます。

今回のテーマとなりました住宅用火災警報器は、平成 16 年 3 月に東京都の火災予防条例、そして消防法が改正されまして、まずは新築住宅に設置が義務づけられるとともに、平成 22 年から既存の住宅にも設置が義務化されることになりました。

住宅火災の現状を見ますと、現在まで過去7年間、住宅火災の件数は減少傾向にございます。しかしながら、住宅火災による死者につきましては、減少傾向にあるものの、依然として7割以上が高齢者ということで、特にまだまだ住宅用火災警報器が設置されていない状況が多く見受けられます。

さらに住警器の設置促進をしていくとともに、住宅用火災警報器義務化から約15年がたちましたことで、今後、電池切れですとか、あるいは機器の故障が見受けられる事案が増えていくものと思われます。このため住宅用火災警報器の維持管理や本体交換が必要な時期を迎えております。

以上のことを踏まえまして、今回第15期協議会では、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の効果的な推進方策等について御検討いただき、住宅火災による被害の低減につなげていく所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門のお立場から御意見・御提案をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高本） ありがとうございます。

3 委員紹介

○事務局（高本） それでは、引き続き委員の皆様を御紹介させていただきます。事務局からお名前を読み上げます。お時間の都合上、御着席のままでお願いいたします。

それでは、事務局正面の左側から順に委員の紹介をしていきます。

東京都町会連合会会長、鈴木孝雄委員。

○鈴木委員 鈴木でございます。

○事務局（高本） 東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授、関澤愛委員。

○関澤委員 関澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准教授、廣井悠委員。

○廣井委員 廣井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） NHK解説委員、松本浩司委員。

○松本委員 松本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 一般社団法人全日本ろうあ連盟理事、唯藤節子委員。

○唯藤委員 よろしく願いいたします。

○事務局（高本） 公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟災害対策部長、荒井康善委員。なお、荒井康善委員ですが、本日は所用のため欠席となります。代理で、公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟会長、栗野達人会長となります。

○栗野様（荒井委員代理） 皆様、よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会理事、小林三枝委員。

○小林委員 小林と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 一般社団法人日本火災報知機工業会住宅防火推進委員会委員長、山本浩史委員。

○山本委員 山本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部電気設備課長、菊地聡委員。

○菊地委員 菊地でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会副専務理事、渡辺博委員。

○渡辺委員 渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 東京都住宅供給公社住宅営繕部設備担当部長、篠宮壘委員。

○篠宮委員 篠宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高本） オブザーバーの御紹介となります。東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長、八木良次様。

○八木オブザーバー 八木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 同じくオブザーバーとなります。総務省消防庁予防課予防係長、吉田暁様。

○吉田オブザーバー 吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 続きまして、東京都民生児童委員連合会常任協議員、松尾光恵委員。

○松尾委員 松尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 公益社団法人市民防災研究所理事、池上三喜子委員。

○池上委員 池上です。公益財団法人でございます。訂正いたします。

○事務局（高本） 申しわけございません。

町田防火女性の会会長、尾作理恵委員。

○尾作委員 尾作と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 多摩市健康福祉部高齢支援課長、伊藤和子委員。

○伊藤委員 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 練馬区福祉部障害者サービス調整担当課長、柴宮深委員。

○柴宮委員 柴宮と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 公益財団法人東京連合防火協会専務理事、田中勝久委員。

○田中委員 田中です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 東京消防庁本田消防署長、萩森義男委員。

○萩森委員 萩森でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 東京消防庁防災部長、青木浩委員。

○青木委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 東京消防庁参事兼防災安全課長、福永輝繁委員。

○福永委員 福永でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） 以上でございます。

なお、皆様のお席には委嘱状を置かせていただいております。念のためでございますが、お名前などお間違えないか、御確認のほどよろしくお願いいたします。

○唯藤委員 申しわけございません。間違っておりましたので、訂正をお願いいたします。

一般社団法人ではございません。一般財団法人全日本ろうあ連盟です。修正をお願いいたします。

○事務局（高本） 大変失礼いたしました。

なお、本日は欠席の方が4名おられますので、御連絡いたします。

赤羽消防団副団長、小澤浩子委員。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長、川井誉久委員。

豊島区保健福祉部高齢者福祉課長、佐藤重春委員。

羽村市福祉健康部障害福祉課長、野村由紀子委員。

以上4名の方が所用により欠席との御連絡をいただいております。

委員の任期は令和3年3月末までとなりますが、最終の会議は令和2年4月末を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

4 会長選出

○事務局（高本） 続きまして、会長の選出を行わせていただきます。

当協議会の会長につきましては、東京消防庁防災安全に関する規程におきまして、委員の互選によることとなっております。どなたか御推薦等ありますでしょうか。

（「司会者一任」と呼ぶ者あり）

○事務局（高本） ありがとうございます。

事務局といたしましては、住宅防火対策について長年研究されており、第13期の協議会にも会長として御参画いただきました、東京理科大学教授、関澤委員にお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局（高本） ありがとうございます。

それでは、本協議会の会長に関澤委員にお願いしたいと思います。

関澤委員、よろしいでしょうか。

○関澤委員 はい、お受けいたします。

5 会長あいさつ

○事務局（高本） それでは、関澤委員、会長として御挨拶のほどよろしくお願いいたします。

○関澤会長 では、手短に御挨拶させていただきます。

御紹介にもありましたように、13期の住宅防火対策推進協議会の会長を務めさせていただきましたけれども、その前もかなり長い間、10年近くこの推進協議会の会長をしておりますので、また何期ぶりかに古巣に戻ってきたような気持ちでおります。きょういらっしゃる委員の中にも何人か顔なじみの方がいらっしゃいます。引き続き東京都の住宅防火対策推進のために皆様の御協力のもと努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（高本） ありがとうございます。

6 会長代行の指名

○事務局（高本） 次に、会長代行の指名を関澤会長からお願いいたします。

○関澤会長 それでは、会長代行につきましては、東京大学の廣井委員にお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○関澤会長 では、よろしくお願いします。

○事務局（高本） 廣井委員、よろしくお願いいたします。

7 運営要綱の承認

○事務局（高本） 続きまして、第15期住宅防火対策推進協議会運営要綱について御確認・御承認をいただきたいと思います。お手元にお配りしてございます「第15期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱（案）」をごらんください。

運営要綱の策定については、東京消防庁防災安全に関する規程事務処理要綱第25、2項に定められている「協議会に必要な事項は会長が定める」に基づき、事務局で案を策定いたしました。内容を御確認いただき、御異議がなければ御承認いただきたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局（高本） ありがとうございます。

会長、よろしいでしょうか。

○関澤会長 自分で言ってまた言うのもあれですけども、皆さんから異議なしという声もありましたので、承認いたします。

○事務局（高本） ありがとうございます。

なお、本協議会は、運営要綱に記載のとおり、今後原則公開とさせていただき、本日の会議結果につきましても後日ホームページで公開する予定でございます。あらかじめ御了承ください。

それでは、会議次第に基づきまして会議を進行させていただきます。

会議の進行につきましては、関澤会長にお願いしたいと存じます。

関澤会長、よろしくお願いします。

8 議 事

(1) 過去の住警器義務化の経緯、近年の住宅火災の状況、住宅火災における高齢者被害状況、住警器の普及状況について

○関澤会長 では、早速、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず議題(1)「過去の住警器義務化の経緯、近年の住宅火災の状況、住宅火災における高齢者被害状況、住警器の普及状況」等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(竹内) それでは、協議会の資料を使って御説明いたします。こちらの協議会資料の1ページ目をごらんください。

平成16年当時の御説明をいたします。

当時は火災による死者の約9割が住宅火災によるものであり、昭和61年以来、17年ぶりに国内の死者が1,000名を超えました。このころ既にアメリカやイギリスでは住警器の義務化により死者数が半減したという実績がございます。このような理由から、日本においても消防法を改正し、住警器の義務化を行いました。

そもそも住警器とは、火災による熱または煙を感知し、火災の発生を警報音または音声で知らせる機器のことをいいます。

設置場所は、区市町村の条例により設置義務の場所は異なりますが、東京都の場合は、東京都の火災予防条例により住居内の各居室、台所及び階段への設置が義務づけられています。なお、各居室ですが、納戸やトイレ、浴室は含まれておりません。

次に、近年の火災状況について御説明いたします。

1ページ目下のグラフですが、折れ線グラフは火災件数、棒グラフは焼損床面積をあらわし、青色は火災全体、オレンジ色は住宅火災を示しております。平成元年からのデータですが、年々減少傾向にあることがわかります。

続いて、2ページ目をごらんください。住宅火災による死者について、過去5年のデータから御説明いたします。

最初の折れ線グラフですが、火災による死者をあらわしています。平成30年度は上昇しておりますが、それまでに至っては年々減少している傾向であることがわかります。

また、右側のグラフですが、死者の年齢について分析したもので、住宅火災の死者の約

7割が高齢者であることが過去5年継続していることがわかります。

また、真ん中の円グラフですが、黄色に着目してごらんください。左側の円グラフは住宅火災による住警器の設置状況であり、火災に遭った住宅の約3割が住警器を設置しておらず、その中で死者が発生した住宅火災では約半数が設置していない状況でございました。

また、隣の3ページ目は、さらに高齢者の被害状況について分析したデータになります。特に高齢者のひとり暮らしが多く、住警器が設置されていない割合が多いことがわかりました。

次に、2ページ目の下のグラフは世論調査で得た住警器の設置率をあらわしています。近年では住警器は85%の設置率と高い水準ですが、オレンジ色の棒グラフは未点検率を表しており、住警器は半年に一度点検が必要ですが、約4割の方が未点検であることがわかりました。住警器にあつては新築の物件が増えることによって向上が見込めますが、維持管理の重要性を広報していかないと機能しない住警器が増えていくことが懸念されます。

住宅火災の被害を低減していくためには、住警器の設置促進・維持管理の重要性を広報していくとともに、とりわけひとり暮らしの高齢者に設置促進をしていくことが重要だとわかりました。

以上で、近年の住宅火災の説明を終わります。

○関澤会長 それでは、ただいまの御説明に対しまして質問・御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○栗野様（荒井委員代理） 東聴連の栗野と申します。データを拝見しました。

まず住警器が設置義務となったところでございますけれども、その関係で、聴覚障害者としては、10年ほど前にこのような会議の場で、聴覚障害者の場合は聴覚に障害があるので、住警器の音ではなく視覚的にわかる機能をつけたもの、例えば点滅する等の特別な機器でないと効果がないので、それをつけてほしいと要望した記憶がございます。

また、もう1点は、区市における条件の中には、住宅1戸につき各部屋に1つ、台所に1つ、全てにつけるということではなくて、1個か2個だけしか補助金が出ないので、残りについては自己負担となるところがあると聞きました。そのために全ての部屋につけられないという状況があると思います。それに関しても、これは調査の結果なのか、聴覚障害者のように音に対して不便を感じる者については視覚的な機器が必要ということ、そのような結果も含めてデータもきちんと調査していただきたいと思っております。

以上でございます。

○事務局（高本） 栗野委員、ありがとうございます。

ただいまの御指摘についてですが、火災予防条例で、今、委員のおっしゃったとおり、各居室、階段、台所というのが、1 ページ目の「住警器、義務化！！」と書いてあるこのときから御承知のとおり義務化となつてございます。目の見えない方とか耳の聞こえない方に対しましても、各住宅用火災警報器のメーカーさんから、例えば光で知らせるものとか連動型とか、いろいろな付加価値のついた、機能のついた住宅用火災警報器も今は販売してございます。

また、先ほど言いました行政、各区市町村等の助成も、確かに住警器の設置義務化以前には各区市町村さんで、例えば何々区では各御家庭に1 個住宅用火災警報器をお配りする、もしくは何歳以上の高齢者のみの世帯の御家庭とか、ひとり暮らしとか、そういう制限を設けてお配りしたという経過がございます。しかしながら、既に10 年以上が経過しておりまして、各区市町村の助成を見ましても、今は助成金をお出しするというのが非常に少なくなつてきているのが現状でございます。

また、今後のテーマでもございますが、いろいろな委員から忌憚のない意見をいただきまして、この協議会を通じて、各区市町村等を初めいろいろなところに働きかけていければと考えてございます。

以上でございます。

○栗野様（荒井委員代理） ありがとうございます。

○関澤会長 追加してよろしいですか。

栗野委員の先ほどの意見は、私が在任中に直接お聞きした記憶があります。義務設置になつた以上法理的に設置しなければいけないのに、聴覚障害者のための住警器がないじゃないかと。しかも非常に特殊なもので、通常価格7,000 円とか1 万円で買えるものが、とんでもない高い額を払わなければいけない。義務設置となっているのだったら、全部補助で欲しいということではなくても、少なくとも普通の住警器と同じ価格で買える、あるいは同じ価格までは補助を出していただくような制度ができないかということを経験からおっしゃっておられました。きょうは東京都福祉局の方や火報工業会の方もいらつしゃつて、普通の煙感知警報器にかわる視覚障害者用の住警器が既に市販されているのかどうか、それがお値段的にどうなっているのか、それが高くつくとなれば補助制度としてはどういうものがあるのか、その辺を追加で御説明いただければと思います。

○事務局（高本） 会長、ありがとうございます。

まずオブザーバーでいらっしゃいます八木様、よろしいでしょうか。

○八木オブザーバー 東京都福祉保健局の八木でございます。

申しわけないのですが、今そういった資料が手元にございませんで、後ほど確認して、事務局を通じて情報提供させていただきたいと思います。

○事務局（高本） ありがとうございます。

工業会さん、よろしいでしょうか。

○山本委員 日本火災報知機工業会の山本です。

光と音で大きくお知らせする装置はございます。ただし、住宅用火災警報器とつなげなければならぬものなので、別途購入していただく形になります。私も光警報装置の資料がないもので、どれぐらいのお値段で売られているかというのは今お答えできないのですが、機器自体としては売られております。

○事務局（高本） ありがとうございます。

会長、よろしいでしょうか。

○関澤会長 資料を今後いただけたときに、またこの場で御説明いただければと思います。

そのほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

○篠宮委員 住宅供給公社の篠宮と申します。

1点質問ですが、2ページ目の下のところの設置率は新築住宅についての設置率ということでしょうか。

○事務局（竹内） こちらの設置率ですが、新築のみではなくて、世論調査による結果ですので、全て含まれております。

○篠宮委員 既存住宅も含めてということですね。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○篠宮委員 わかりました。

○関澤会長 ほかはいかがでしょうか。

素朴な質問ですが、1ページ目の一番下の火災件数の推移は東京都のデータですか。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○関澤会長 全国も同じような傾向で、件数も半減して、焼損床面積はさらに減少しているのですが、この背景といいますか理由は住宅用火災警報器のおかげなのか、その

ほかにも理由があるのか、その辺がおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○事務局（高本） 今会長から御指摘ございました、平成元年から年々減少傾向にあるということは客観的事実としてこのように数値としてあらわれております。また、住宅用火災警報器が設置された年から火災件数が減少してきているという傾向が見受けられます。ただ、そのものが直接的な原因なのか、住宅用火災警報器をつけたから減少していったのかというのははっきりとは言えない。恐らく住宅用火災警報器がついたから一定の効果は出ているのではないかと考えられますが、火災の発生件数と焼損床面積の減少との因果関係までは調べ切れていないのが現状でございます。答えになっていなくて大変申しわけございません。

○関澤会長 東京都の設置義務化がスタートしたのは、この図で言うとは何年ぐらいのところでしょうか。

○事務局（高本） 1 ページ目の右上になります。新築住宅につきましては、平成16年3月1日から義務設置。既存につきましては、猶予期間がございましたので、東京都につきましては平成22年4月1日。この既存の部分につきましては各都道府県さんで若干の違いがあります。

○関澤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○廣井会長代行 住警器の設置が促進されたおかげで火災が減ったみたいな話は、ちょっと遠いと思うのです。消防のデータを細かく調べていращやと思うのですけれども、そもそも覚知の時間自体は全体として住警器の設置によって早くなったとか、そういうデータは調べていращやのですか。それとも今後調べるのでしょうか。

○事務局（竹内） 住警器の設置により覚知が早くなったというデータは、そこまでとり切れていないもので、お時間をいただきまして調べてみたいと思います。きょうは回答できません。

○廣井会長代行 お願いします。ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにございますでしょうか。

○栗野様（荒井委員代理） 東聴連の栗野と申します。

先ほどお話があったように、住警器の義務化のこともございますし、最近テレビとかでさまざまな火災等の災害に関する注意報も出ております。東京消防庁でも説明会を通していろいろと説明していただいているおかげで火災の件数が減ってきているだろうというよ

うには想像できます。例えて言うと、車の免許で言えばシートベルトの義務化になってからは事故の死亡率が減ってきているという例もございます。それを見ますと、改めて、このような効果によって火災の件数が減っているというのは大変喜ばしいことと思います。

ただし、どれだけ頑張っても100%火災の死亡ゼロということはなかなか無理な場合もございます。義務化で頑張っているけれども、まだまだ火災もあるということ。さらに調査を深めていって皆さんと議論を重ねるのが一番いい方法ではないかと思います。減った減ったと言うよりも、なくすということを強くアピールするために議論を重ねるほうがいいのではないかと思います。

以上、私の意見でございます。ありがとうございます。

○事務局（高本） 栗野委員、貴重な御意見をありがとうございます。

○関澤会長 何かお答えすることは。

○事務局（高本） 御意見を頂戴したということで。

○関澤会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

（２）協議会での検討内容について

○関澤会長 ２番目に、「協議会での検討内容」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（竹内） 資料の４ページ目をごらんください。

赤枠内をごらんください。大きく３つに分けて検討していきます。

１つ目ですが、住警器の設置促進・適切な維持管理についてです。住警器の奏功事例等を御確認していただきます。その後、本体交換の推奨について、各メーカーからの聞き取り調査等から本体交換の必要性を確認するとともに、都民の皆様に実行していただくための方策について御意見をいただきたいと思います。なお、本体交換とは、後ほど御説明いたしますが、住警器は設置から10年経過しているものは機器の劣化等により機能しなくなる可能性があることから本体交換を推奨しているものです。次に、町会・自治会、福祉関係機関、区市等との連携方策について検討していきます。イメージとしては、モデル消防署を1署か2署選び、町会や区市等と連携し地区一斉の本体交換の実施をして、その有効性や課題を確認していきたいと考えています。

次に大きな2番目、効果的な広報についてです。これは第2回の会議で実施予定です。高齢者への効果的な広報方法について検討します。また、連動型や新しい技術を用いた住警器について御紹介いたします。そのほかにチラシやホームページなど、より効果的な広報方法について検討していきます。

大きな3つ目、行政による支援の必要性です。住民からのアンケート結果から、住警器の設置促進、適切な維持管理を推進するために必要な町会・自治会、福祉関係機関、区市等による支援の必要性を検討していきたいと考えております。

次に今後のスケジュールです。第2回を10月中旬、第3回を令和2年2月、最終の第4回を令和2年4月で考えております。

以上で検討内容・スケジュールについての御説明を終わります。

○関澤会長 ありがとうございます。

1についてももう少し詳しく御紹介いただけないですか。この項目についての検討はこの後の議事の中で出てくるのですか。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○関澤会長 では、ここではこういう項目で今後検討するということを確認さえすればよろしくて、なぜ本体交換が進まないのかとか、「課題を確認」とか書いてありますけれども、それはこの後から出てくるという理解でよろしいのですか。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○関澤会長 そういことですので、今ここで細かい個々の説明があるということではないということですが、いかがでしょうか。

○渡辺委員 質問ですけれども、この資料の最初に出てきます住警器の義務化で、既存住宅については平成22年4月1日に義務化されて、2ページにありますように住警器の設置率が85%ということで、設置していないところが15%という数値だと思うのですが、私ども宅建業界、不動産業者なのですけれども、既存住宅の設置義務化と言われたときに、業界を通じてかなり大々的に義務化されたので、既存住宅がばーっと自分の自宅を含めて「義務化、義務化」というところでやった印象が残っております。でもまだ不十分だったというのが15%という数値だと思うのですが、その設置されなかった住宅について、どんな用途の住宅なのかを把握されていたら教えていただきたいと感じます。

○事務局（高本） 渡辺委員、御質問をありがとうございます。

どのような用途ということでございますが、８５％と今までも高い数値が挙がっているのですが、これは消防に関する世論調査といいまして、いろいろなエリアをくくり、世帯・年齢とかそういうところもアトランダムにやっております、例えば共同住宅なのかとか、一般住宅なのかとか、そこまでは把握できていないところでございます。年齢層とか、どのような地域とか、例えば山の手の東部とか、多摩地区の西とか、そういう区切りで一緒くたにやっている数値でございまして、申しわけございませんが、そこまで詳しいものはわかりかねる次第でございます。

ただ、先ほど言ったとおり、設置が８５％前後を推移しております、これは非常に高い数値でございますが、実はこれは一部設置も含まれておりまして、我々としては条例どおり全部屋、階段、台所につけていただくという大きな目標がございますので、こちらはあくまでも一部設置を含めた数値でございまして、全部設置で言いますと約６０％という設置率になってございますので、条例どおりの設置率にはまだちょっと、数値的にはもっと上げる必要があると考えてございます。よろしくお願いします。

○渡辺委員 既存住宅も義務化されてから１０年近くになりますので、会長がおっしゃられるとおり、次のときに重点的にそういう方向性というか、新たに１０年を迎えるに当たって徹底していくためにやるという議論になってくるのですけれども、そういうところも含めて改めて、既存住宅は９、１０年前につけたケースが多いかと思うのですけれども、その既存住宅の機械がきちんと機能しているかどうかということも徹底するための一つのアイキャッチになるかなという気がいたします。

○事務局（高本） ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○廣井会長代行 アンケートでニーズみたいなものを把握しようとしているのですけれども、私はヒアリングをきちんとやったほうがいいのではないかと思います。というのも、先ほどの聴覚障害の方の意見をアンケートでどれぐらい押さえられるのかというと、そんなにたくさん問題あるいはニーズはとれないのではないかと思います。それはサンプリングの数次第ですけれども。

それから、多分後で議論になると思うのですけれども、アンケート１枚、２枚ぐらいしかお聞きできないと思うので、細かいニーズを把握したりターゲットをきちんと絞り込むことはこの１枚、２枚のアンケートではなかなかできない。例えば、私は８年か９年くらい前に、こういうことが起きるかなと思って住警器の再設置のアンケート調査をしている

のですけれども、そこでわかったことは、もしかしたら今は違うかもしれませんが、既存住宅は自分で購入しているのです。それなりに住警器を買うという意思があり、住警器というものがあることも知っているのですけれども、新規住宅、いわゆる住警器を自分で買わなかった人たちは、住警器があることすら知らない人もいます。なので、再設置という意味では、新規住宅つまり自分で買わなかった人たちのほうが難しいのではないかと思います。つまり、前回住警器をどういう経路で買ったのかによって再設置の意向が全然違うであろうということが想定されます。自分で買ったのか、それとも町ぐるみで買ったのかによっても多分違います。

もう一つが、8年前のアンケートでは再設置の意向はかなり低かったのです。実際に住警器を買ったり設置したりして、多くの場合は動かないわけです。機能しているかどうかはわからない。付加価値をどうつけるかという視点がないと次に買ってもらえないのではないかと思います。例えば「プラスアルファでどういう機能が欲しいですか」という設問を本当は入れておくべきだと思うのですが、残念ながらアンケートだと多くの質問を用意することができないので、そういうことはお聞きできないと思うのです。

なので、アンケートだけで住警器の維持管理の仮説というか問題点を把握しようというのは限界があるので、ターゲットを絞って丁寧にヒアリングをやったほうがいいように思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○事務局（高本） 廣井委員、ありがとうございます。

アンケートにつきましては、もう少し後の話でそれもあわせて皆様から議論をいただこうと思っているところでございます。ただ、廣井委員のおっしゃったとおり、アンケートのほかにヒアリングも効果的なものであるということはお伺いしましたので、こちらは事務局としても。

○廣井会長代行 せっかくやるのだったら、スケジュールのところでアンケートの前にきちんとヒアリングをしたほうがいいように思いますので、ぜひ御検討ください。

○事務局（浅見） 事務局から追加でお話しいたします。

今回やろうとしているアンケートは、まず町会長の方に代表的に御意見を聞こうと考えておりましたので、確かに聴覚に障害のある方とかピンポイントで対象を絞ったアンケートにはなっていませんが、ある程度そういった団体の方から意見を聞いたりすることも可能だと思いますので、事務局で検討したいと思います。

○関澤会長 では、項目出しですので、よろしいですか。

今出ている本日の議題である１の中の（１）、（２）、（３）がきょうの主な議題ですので、次からの議事の中で一個ずつ検討していきたいと思います。

（３）住警器の奏功事例等について

○関澤会長　では、次の議題であります「住警器の奏功事例等」について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（竹内）　５ページ目をごらんください。住警器の奏功データ過去５年分でございます。

まず奏功についてですが、住警器の作動により火災を未然に防いだもの、もしくは火災による被害を軽減したものを「奏功」と呼んでおります。

最初の棒グラフですが、左側が火災１件当たりの平均焼損床面積、真ん中が火災１件当たりの平均損害額、右側が火災１００件当たりの死者発生件数でございます。住警器等の設置・未設置ではこのように被害状況が違ふということがはっきりとわかりました。

また、真ん中の円グラフでございますが、左側が焼損程度、右側が鳴動に気づいて発見した人の属性件数となっております。左側の焼損程度、ぼやや非火災等にあつては、住宅の７０％以上が燃えたものを全焼と呼んでおります。また、半焼というのは２０％以上７０％未満、部分焼は２０％未満、ぼやを１０％未満、火災に至らなかったものを火災の事実なしということで非火災と呼んでおります。このように、奏功によつてぼやや非火災でおさまった事例が５年間で１，１２７件ございました。また、発見した人も、半数近くは隣人等、居住者以外が発見したというデータがございます。

次の６ページ目をごらんください。主な事例を６ページ目、７ページ目で御説明いたします。

まず、奏功事例の被害の低減につながつた事例を１例、御紹介で読み上げます。「娘は、２階寝室で電気ストーブのスイッチを入れたまま就寝したため、掛け布団が電気ストーブに接触して火災になった。寝室に設置してある住警器の鳴動で目が覚めると、同時に１階リビングにいた家族も連動式の住警器が鳴動したため駆けつけることができた。浴室に掛け布団を運びシャワーで消火後、１１９番通報した」。これは、連動式の住警器により２階だけでなく１階にいた家族も気づいて早期発見につながり、早期の初期消火等につながつた事例でございます。このような事例がほかに４２５件ございました。

次に、火災を未然に防いだ事例が4、5、そのほかに592件ございます。時間の関係上、読み上げることはせず、題名だけ説明いたします。

7ページ目、その他といたしまして奏功とは言えないようなものですが、電池切れ・故障等により、不奏功と呼んでいいのかはわかりませんが、奏功に至らなかった事例がございました。

また、真ん中、条例どおりの設置ではない一部設置、これは1部屋だけでもついていたから一部設置と呼んでおりますが、一部設置によって発見がおくれたという事例が2つの事例以外に80件ございました。

また、最後、鳴動に気づけなかったということで、事例5以外に44件ございました。

以上で住警器の奏功事例等の御紹介を終わります。

○関澤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

私から1つお聞きしたいのですけれども、5ページの真ん中の欄の左に「焼損程度」とあります。これは住警器設置住宅からの火災についてのみのデータですね。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。

○関澤会長 設置されていない場合はこれがどうなっているのか、比較はないのでしょうか。

○事務局（竹内） 済みません。今回はそれは準備を。

○関澤会長 それを比較しないと、もともとぼやが多かった、火災というのはこんなものではないかという気がしないでもないのですけれども。比較しないと住警器の設置効果の検証にならないのではないかと思います。

○事務局（竹内） 次回までにデータを準備いたします。

○関澤会長 もう一つ、同じくその右も、住警器をつけているのになぜ外の人が気がついているのが多いのか。本来住警器は住宅の居住者が一番最初に気づく。居住者が気づいていなくて、居住者以外の隣近所の人にも聞こえるよという意味ではいいかもしれないけれども、居住者以外が多いからといって必ずしも住警器の効果が検証されたことにはならないのではないか。その辺はどうですか。

○事務局（竹内） 居住者以外というのは、居住者が不在であっても火災が起こる事例が幾つかございます。その際に近くを通りかかった通行人等が発見することもあるという意

味でございます。

○関澤会長 それを余り強調すると、連動型は要らないということになってしまう。

ほかにありませんでしょうか。

また出しゃばって申しわけないのですが、この住宅防火対策推進協議会で住警器の設置効果のときに何度かお話ししていることで、東京都の場合は設置家屋が８５％で、１５％が未設置。これは全国的に見ても非常に高い数字で、国の法律で設置義務化を決めて、それで一般の住宅に８５％もついているというのは驚異的な数字なのです。普通は、個々の住宅のプライバシー空間なので、国家がずかずかとこれをつけろと言うことは極めて珍しい事例なのです。それでも８５％ついているということは非常に高いということなので、どうしても嫌だという人がいるのに無理やりつけさせることはできないので、それが１５％残っている。私が知っている範囲で言うと、つけないというお宅は、非常に確信があって、自分は火の始末をきちんとして火災予防に熱心だからつけなくても大丈夫なのだという人ではなくて、そもそも火災安全なんて考えている暇はないんだ、日々の生活に困っているんだという方がつけていないのです。ごみ屋敷とか、生活が行き詰っている貧困家庭とか、決めつけてはいけないのですけれども、防火とかに心を配るゆとりのない家庭の方がつけていないことが多くて、そういう火災リスクの高い層が実はつけていない。設置率が低くなればなるほどそういう人たちに凝縮されていくので、そういう層から出火した場合ととも安全に気を遣っている設置グループから出火した場合の差は、住警器そのものの設置効果ではないのです。それもあるけれども、もともとの火災リスクが高い人とそうでない人の差みたいなものを比較しているので、はっきり言って５倍とか４倍には絶対にならないです。アメリカの全数調査の例で言うと、私も幾つかやったことがあるのですけれども、焼損床面積も死者数も住警器の設置効果でほぼ半減できるというのが相場です。だから、このように５倍とか４倍とか言って、火災リスク低減効果の決め手みたいに強調し過ぎると、少し言い過ぎかなと思うときもあります。だから、火災１件当たりではなくて、住警器設置世帯１，０００世帯と住警器非設置世帯１，０００世帯で比較することがまず必要だし、非設置世帯はもともと火災リスクが高かった人のお家だという要素もあるということをおある程度踏まえた上での分析が必要かと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 NHKの松本でございます。ありがとうございます。非常に貴重ないろいろなアンケート調査、参考になるデータだと思います。

先ほどの先生の御指摘と重なりますけれども、８５％で、残りが１５％。先ほども少し出ましたけれども、この１５％の内訳とか背景、理由、どういう事情があるのか、非常に難しいと思うのですが、アンケートなりヒアリングなりでそこを詰めていくことが対策を考える上で普遍的な基礎データになるのではないかなと。そこをぜひお願いしたいというのが１つ。

それから、今度は設置されている方で１０年くらいが過ぎて更新時期を迎えていると。これはデータはないと思うのですが、更新していなかったことで作動しなかったのではないかと、被害につながったのではないかと、そういうデータとか事例はいかがでしょうか。あるいはそういった面から火災原因とか火災の要因を調査することはできないかという、質問と提案を兼ねたようなお話です。

○事務局（竹内） ありがとうございます。

電池切れや故障等によって不奏功になった事例というのは、今、火災調査書を見て調べているところでして、今回６ページ目、７ページ目で挙げたのは一例でございます。今後とも調査を続けてさらに詳細なデータを分析したいと考えております。

以上でございます。

○松本委員 わかりました。

○関澤会長 ほかに御質問はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

（４）本体交換の推奨について

○関澤会長 それでは、引き続きまして、４つ目の議題であります「本体交換の推奨」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（竹内） 資料の８ページ目をごらんください。本体交換の推奨について御説明いたします。

まず最初に住警器メーカーへの聞き取り調査結果を御説明いたします。Ａ社、Ｂ社、Ｃ社、Ｄ社、４社の住警器メーカーに問い合わせました。１０年で電池交換または機器本体を交換する理由、また本体交換について取扱説明書に明記しているかを４社に確認いたしました。４社とも本体交換にあつては１０年で推奨しているという回答をもらっております。ただ、取扱説明書に明記しているのは半々で、半分は明記していないという状況でございます。

次に、総務省消防庁の方針でございますが、住警器の電池寿命の目安は約10年とされ、故障か電池切れかわからないときは取扱説明書を確認するかメーカーに問い合わせること、また、電池切れと判断した住警器が設置から10年経過している場合は本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため本体の交換を推奨しているということで、平成27年11月12日に消防庁長官から東京都や消防のほうに通知があったものでございます。

次に、日本火災報知機工業会様の方針でございます。住宅用火災警報器は古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、設置から10年を目安に本体交換を推奨していると述べております。

また、当庁の見解でございますが、経年劣化による電子部品の劣化や電池切れなどにより火災を感知しなくなったり故障しやすくなったりすることがあるため、定期的に点検を行い、電池が切れた場合は電池交換を推奨し、また、10年経過したものにあつては本体交換を推奨していると述べております。

現在は、資料2ページの下に住警器の設置率と点検状況のグラフにあるように約4割の方が未点検であることがわかっております。10年での本体交換の認識が低いので、今後さらに機能しない住警器がふえていくことが予想されます。

住警器の設置や維持管理、さらには本体交換が実行されない理由について、皆様にぜひ御意見をいただきたく存じます。

一部補足でございますが、当庁では10年で本体交換を推奨しているということで、各消防署でデジタルサイネージとかチラシなどを使って広報も実施しております。また、防災訓練や防災講話等の機会を使って住民の方にも広く広報しているところですが、なかなか皆様に伝わっておらず、維持管理の意識向上につながっていないという状況です。

このような現状を踏まえまして、皆様からぜひ御意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いします。

○関澤会長 それでは、ただいまの御説明に対しまして御質問と、もう一つは、最後のほうに事務局からありましたように、先ほど廣井委員もおっしゃっておいりましたけれども、10年で本体交換をしなければいけないという認識も徹底されていないし、なかなか進んでいない背景とか理由についても意見をいただきたいということですね。

○事務局（竹内） はい。

○関澤会長 その辺も含めて皆さんから御意見がありましたら、どうぞよろしくお願いし

ます。

○鈴木委員 都町連の鈴木でございます。

今皆さんからお話をしていただきましたが、結論から言うと、本体交換の推奨については都町連として努力させていただいている最中でございます。今お話に出ましたとおり、いろいろな問題が出ております。その中で特に申し上げたいのは、NHKさんもおっしゃったとおり、85%の設置率だけれども4割が点検していない中で、設置してあっても設置していなくても、その問題点、どこで統計をとっているのかという関澤さんのお話もいただきましたけれども、その辺は我々も非常に苦慮しているところでございまして、85%のところについて、10年の電池切れで一生懸命やっているのですけれども、御承知のとおり東京都は、狭い範囲と言っても23区・三多摩、島嶼を入れて1,378万人もいて、700万近くの世帯があつて、我々都町連としても島嶼部までは手が回らないところがありまして、申しわけないのですが23区と三多摩の話を特にさせていただいているわけでございますが、東京都の防災部の方とも話をしまして、住警器の設置について、特に電池切れの件について心配しておりまして、我々も何とか交換してほしいと。10年以上前に設置運動をしたときには一生懸命やったのですけれども、それが10年たってもお守りのようについていて、効果があるのかないのか未確認のまま来ておりますので、神社のお札じゃないんだよという形で、ぜひ交換してほしいという運動をしておりますが、皆さんも御承知のとおり、10年前は価格も高かったのですけれども、今はかなり安くなって、スーパーでも量販店でも売っております。その中で、障害者の方からありました光等の改良された防災関係の設置会社の努力もありますけれども、その辺については東京都の防災部の関係でもう少し金を出してもいいのかなと思います。

もう一つ、設置の隘路としましては、日本中そうですが、御承知のとおり超高齢化の波が押し寄せて、10年前に若かった人が今は天井につけようと思ってもつけられないので、壁でもいいのですけれども、そういう隘路もございます。

その辺の障害者に対する補助金、それから高齢者に対する設置の援助というようなことも視野に入れて我々も運動を展開中で、きょうは防災部長さんと課長さんがおいででございますが、その辺についてはまた定例会でよくよく要請して、85%が90%になるように、そして生きた設置の形をとりたいというのが結論でございまして、ぜひひとつ、皆さんもプロですから、御承知のとおり各区・三多摩を含めて防火・防災協会もございます。町会・自治会もございます。区市町村の行政もございますが、それと一緒に何とか

手助けをされるように。10年ぐらい前の設置のときには消防団にも手伝っていただきました。町会・自治会の役員にも手伝っていただきまして、勤労奉仕になりましたけれども、今はそういう時代とも少し違うかと思いますので、その辺もある程度考慮しないと促進できないのではないかという危惧も抱いておりますが、きょうおいでの方々の御協力を得られれば、いい知恵をいただいて東京都の住民の代表としての我々の責務も果たせるのかなと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○関澤会長 引き続きよろしくお願いします。

○栗野様（荒井委員代理） 東聴連の栗野と申します。

先ほどお話を伺ったとおり、さまざまな提案をして御準備いただいていることをありがたく思っております。

我々からも意見をさせていただきたいと思います。

まず1つは、例えば電池が切れたらピーピー音がするという場合でも我々は気づきませんので、実際に我々が日常生活の中でテレビのリモコンとか浄水器を使っているうちに、あれっどうしたんだろうと思うと電池がなかったということで気づいて交換してみたり、浄水器についても、何か赤いランプがついて交換をしてくださいという合図が出れば自分から交換することができますけれども、天井等についているものについて、そういう切れていますよというお知らせがない場合は、本当に気づかないまま10年以上たってしまう恐れもあると思います。ですから、それぞれきちんと、電池切れやそろそろ交換ですよというようなお知らせ機能がついたもの、あるいは光でお知らせするような方法も考えていただきたいということが1つ。

2つ目は、10年ほど前ですけれども、よく電信柱に張り紙がありまして、家を出るときには必ずガスをとめることを忘れないようにと町会で電信柱に書いてあることが多かったのですが、日常生活においても、家を出るときにはガスをきちんととめてから、施錠してからしめる、地震が起きたらすぐガスは消すという習慣になっておりますけれども、この警報器においても、積極的にテレビなどで警報器の交換時期ですとか電池切れもきちんと忘れないようにと強くアピールする方法についても努力しないといけないのではないかと思います。そのようなアピールも込めた予算体制をとってほしいと思います。

以上2点です。

○関澤会長 お二方から意見をいただきましたので、次の意見を聞く前に、2つの点に対

して事務局から御回答をお願いいたします。

○事務局（高本） 鈴木委員、また栗野委員、貴重な御意見をありがとうございます。

我々防災機関、あと区市町村さんもそうだと思いますが、今後もいろいろな場をおかりしまして、もちろん都民の方々への普及啓発活動、また、今言われましたとおり、助成金等々の働きかけは引き続き、また、恐らくこの協議会の中で幾度も出てくると思いますので、その都度働きかけを行っていければと思っております。貴重な御意見をありがとうございます。

○関澤会長 それでは、ほかに御意見、御質問等がありましたら。

○松本委員 追加の質問です。鈴木さんがすごく大事なことをおっしゃって、10年前は町内会やいろいろなサポートで設置を行った、今はそういう時代ではないかもしれないとおっしゃったのですけれども、10年前はどのように運動としてそういう取り組みが広がったか、今把握されていますか。鈴木さんがおっしゃったように多分同じことをやらなければいけないと思うのです。その質問なのですが。

○事務局（竹内） 住警器の義務化当時ですが、住警器の設置対策本部を立ち上げまして、東京消防庁の防災部で取り組みを行いました。各消防署にそれぞれ対策本部を立てまして、独自の取り組みを行いました。例えば駅前でキャンペーンということで、防火女性の会とか消防団、少年団の方のお力添えも受けてチラシ等を配付したり、いろいろなイベント会場で住警器のPR等を行い、あらゆる機会を使ってPRを行ったという経緯がございます。

以上でございます。

○松本委員 お年寄りなんかの設置を助けたというお話がありましたね。

○事務局（竹内） そのとおりでございます。高齢者等自分の力で取りつけられない方に限っては消防団の方にお力をいただいて取りつけたという経緯もございました。あとは東京消防庁の非常勤の職員もあわせてやっております。

○事務局（高本） 補足ですが、その住警器のキャンペーンは、住警器の条例となる前に、東京消防庁としても大々的・協力的に、各御家庭に住警器を設置していただくという観点から、もちろん消防団の方、あとは非常勤の消防職員が取りつけた経緯はございます。

今現在で言いますと、町会・自治会さん等の協力を得ながら町会ぐるみとか周りの方々を含んだ連携を今もやっているところもあると聞いております。

以上でございます。

○池上委員 今の交換に関してですが、関澤先生も私は、今年度も東京消防庁の地域の防

火防災功労賞制度の審査員をしています。21年・22年・23年あたりで応募した中に、町ぐるみで高齢者宅の住警器を取りつけているというのが、写真も今思い出しているのですが、かなり件数としてありました。だから、調べようと思ったら、町内会はわかっていますから、そこが10年後どうしているかということを調べるというのも面白いですね。その後継続しないと何にもならない。

もう一つは、東京消防庁で防火防災診断というのをやっています。別名「7つの問いかけ」といいますが、手を挙げて私の家を、地震対策、火災対策、その他住警器も含めて、消火器は設置してあるかとか、家具の転倒防止対策ができているかというのを部屋に入り込んで調べてくださる。そして直せるものはすぐに直してくださるといういい制度があるのですが、私も講演会で「こんなのがありますけれども、御存じの方？」と言うと、意外に知らないのです。関係者だけが知っているというか、これはもったいないなと思うのです。もちろん消防署は各所にたくさんありますから地元の方にも広報はしておられるのですが、意外に該当者が知らない、高齢の診断を受けてほしい方たちが知らないというのがあるので、やはり民生委員さんとか、この中にも来られておりますが、町のお世話役の方たちがそういう制度を知っていて、利用なさったらどうですかというコーディネーターがいらないとなかなか進まないのは残念だといつも思っているのですが、その2つの方法でかなり絞り込んでいくということもできると思います。

以上です。

○松尾委員 池上委員がおっしゃった防火防災診断を私どもの地域でも、3月に消防署の方が見えて、手を挙げた方とか、私ども民生委員がこの方は必要かなと思うところを推薦して一緒に入っていて、いろいろよく見ていただいて、その際に防火防災のパンフレットも配ってくださって、とてもいい効果があったと思っています。だから、10年前と同じように今回もそれなりの意気込みで皆さんに、もう10年たったからという意気込みの力でなさったらできるのではないかと思いますし、希望いたします。

○関澤会長 ほかはいかがでしょうか。

○篠宮委員 住宅供給公社なのですが、私どもは、自前の公社住宅が約7万戸、それから都営住宅も管理させていただいております。それが25万戸くらいございます。それ以外に区営住宅の管理も一部させていただいています。この中で自火報を除く住警器の設置義務がある住宅は、公社住宅が約5万戸、都営住宅が約20万戸ほどあるのですが、この住宅に関して平成19年から平成21年までの3カ年で設置しております。それがち

ようど10年を迎えまして、平成29年から今年度の3カ年でそれを取りかえるという事業を今行っているところですが、平成19年の設置当初の設置率は、正確な数字ではないのですけれども、たしか94%ぐらいという数字だったと思います。やはり一部居住者の方の御理解を得られなくて設置できなかったりというところはあったのですが、94%ぐらいの数字だったのが、今取りかえをやっている最中ではあるのですけれども、今現在は90%ちょっとということで、居住者の方の理解が得られにくくなっているというのは私どもも感じているところです。10年前は啓蒙活動とかが盛んになっておりまして、居住者の方もそういった御理解をさせていただいていたのですけれども、10年前に比べると現在はそのあたりが少し弱くなっているのかなと感じておりますので、先ほど委員の方が皆さんおっしゃってございましたけれども、そのあたりの啓蒙活動ももう少し強くしていく必要があるのかなと感じた次第でございます。

○渡辺委員 本体交換の推奨というのは、それも必然的な話かもしれないのですけれども、10年前の実態を考えますと、まず住警器を設置しよう、普及させようというところが必要なんだというのが皆さんの協力を得られた原因かと思うのですけれども、我々不動産業者としましては、賃貸を借りていらっしゃる方に関してはなかなかそういったところを自分でつけてくださいとは言にくい実態がある中で、10年前は大家さんに全部つけていただいたという実態があります。そういう経緯を考えてみますと、いきなり本体の交換の推奨を提案というよりも、10年たって電池もだめだから電池を交換してみてくださいと提案しながら、交換した後に本体が機能しているかどうかを一緒に検査する機会があればすごくいいなという気が今しております。だめだったら、そのときは必然的に本体の交換も同時に訴求することができるのではないかなと思うのですけれども、この住警器メーカーさん、A社、B社、C社、D社とあるところで、本体交換の取り扱いについても温度差があるような記述がありますけれども、実際のところ、電池交換をしながら機器をチェックするというのが一緒にできればいいと感じています。

○廣井会長代行 せっかくなので、皆さんとは逆のことを言おうと思います。

10年前に私も横で見ていたのですけれども、すごい頑張って一生懸命つけてつけてとやって、また同じことをするのでしょうかという気持ちも結構あるのです。今回またやって、10年後もまたやるのかということを考えると、維持管理のための管理をきちんとすべきではないかとも思います。次の次に困らないように、例えば町ぐるみで住警器の寿命を管理するとか、それから、これは難しいかもしれませんが、位置情報をきちんと

登録して、どこら辺にこれから寿命を迎える住警器がたくさん分布しているかというのを捉まえるとか、あるいは火災保険の誓約書みたいところに、住警器を絶対につけておい
て下さいね、維持管理して下さいねというチェックマークをつけるとか、うまく維持
管理を促すような管理の方法も一方でありつつ、10年に1回頑張るというほうが現実的
のような気がします。同じことをずっとやるのもよくないかなと思います。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 渡辺委員のおっしゃるとおり、供給公社は結構きちんとできていると思うの
ですが、大家さんと借主の形態の民間の集合住宅に関しては非常に難しいと思われますの
で、その辺のところ、誰が玄関を入れるかという問題がまず大事なので、住んでいる人に
快く、入ってもいいよ、交換してくれというコミュニケーションがとれる形でないとま
くいかないと思ひまして、大家さんならうまくいくかと思ひますので、その辺も頼りにし
たいと思ひます。

もう一つは、一般の戸建の住宅に関しては、このA・B・C・D社の方がガス会社の制
服を着たような形、信頼のおける形で紹介して、町会・自治会に言いつけるという形を
とらないと、やはり門をあけてくれないですよね。ですから、その辺がうまくいけばた
まち設置率は上がると思ひます。

最後に、私はよくわからないのですが、今は交換するよりも買ってしまったほうが早い
ぐらい値段が安くなっているように見受けられるのです。その辺は定かではないのですが、
その辺も考えながらやっていただければありがたいと思ひます。必ず設置率は上がると思
ひます。

以上です。

○関澤会長 私から補足させていただいてよろしいでしょうか。

前に住宅防火対策推進協議会に私がいたときにも火報工業会の方にお聞きしたことがあ
るのですけれども、今でもA・B・C・D社とか各消防庁とかのコメントを見ても、電池
の寿命と本体機器の寿命と、片方は10年で、電池を交換しても20年はもたないと言わ
れると、本体機器は少し長いのかなという印象もありますよね。10年、20年の間、で
は15年ぐらいだとどうしてくれるんだという話になる。20年ぐらいもつのだったら電
池を交換しようかとなるじゃないですか。ところが、火報工業会の方に聞くと、電池交換

は勧めないという感じなのです。でも、この協議会とか、あるいは鈴木さんとかが最初に住警器を設置推進したときは、電池交換ができるからという説得で進めていったわけですよ。自分で買って量販店で売っている電池を交換すればできるという理解で皆さん設置していったのですけれども、先ほどの質問に答えますと、実際には住警器の電池はどこにも売っていないのです。各メーカーごとに、例えばA社の裏ぶたを見て、その会社に電話して、「こういうものだけでも交換してください」と言ったら、「本体ごと送ってください」なのです。宅配便で送って、宅配便で新しい電池にかえて返ってくるという、とても面倒くさい形でないと電池交換ができなくて、実質上電池交換は難しいので本体ごと買ってくださいということになっているのです。これはこの場でそういう御説明がありました。

だったら電池のことを言わずに本体ごと、あるいは住警器メーカーさんも、電池交換タイプじゃありません、そのかわり15年寿命ですというものをつくるべきではないかなと。電池は10年だけれども本体は20年もちそうだとこのころで、誰が考えても電池だけ交換したくなるのだけれども、実質上住警器の電池交換というのは極めて面倒くさい手続が必要なので、実際には量販店でも扱ってくれない。各御本人がメーカーに電話して、裏ぶたを見て、この機器なんだけれども交換してくれないかと言って、宅配便で送って、返してもらう。だから、新品を買えと言われているのですよ。新品を買ってくださいと。だったら最初から新品を買えということだけで、電池のことは一切言わずに、新品だけ買ったほうが安くて早いですよと言わないと、なかなか設置推進が進まないのではないかと私は長年の議論の中から思っているのですけれども、東京消防庁さんとしてはどのようなスタンスでいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（高本） 先生、ありがとうございます。

私の前に工業会さんの御意見もお伺いできればと思うのですが。

山本さん、よろしくお願いします。

○山本委員 10年で交換というのも、10年で電子部品が壊れるかといいますと、そういった裏づけをとれている検証のデータはございません。ただし、皆さん考えていただきたいのですけれども、お家にあるテレビとか冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等、ふだんお使いになるもので20年もつものはございますか。しかも電池で。ふだん使う白物家電と住宅用火災警報器というのは、ある意味、本当に火災が発生したとき、もしくは煙がもわもわとしていたり、いざというときに働かなければならないので、電池が切れていて働かないでは使っている方には大変申しわけないので、電池が切れる前に本体ごと交換し

てくださいと工業会としては推奨しております。

ただし、各メーカーさんといろいろなお話をさせていただくと、どうしても本体交換したくない、電池交換したいというお客様については電池を販売させていただいているということで量販家電さんとかホームセンターさんに置いておいても、そういった裏事情を知らずに電池を買ってしまって、例えば10年たったから電池を交換して、電池を交換したけど2年で壊れちゃったじゃねえかという、消費者の皆様というのは、何千円も出して電池を買ったのに、そんなのだったら本体を数千円で買ったほうがいいよといろいろと言われるのがメーカーさんは嫌なのだと思いますので、そういった意味も含めて、各メーカーさんが量販とかホームセンターに電池を置いていないというのはそこにあると思います。やはりいざというときに働かなければならないので、10年たったら電池が切れる前に交換しましょうということで推奨しております。

以上になります。

○事務局（高本） 山本委員、ありがとうございます。

先ほどの関澤会長からの当庁としての見解といいますか、今現在、当庁といたしまして、こちらの資料の8ページに書かれているとおり、各消防署にはこのとおり、総務省消防庁の通知を受けて、当庁といたしましてもやっていないわけではなくて、一番最後の文にあります、「設置から10年を経過したものは本体交換することを推奨している」ということで、これは我々も常に各消防署を通じて都民の皆様方に広報しており、この文言は間違いのない文言でございます。また、その前文、「電池切れの場合は電池交換することを推奨し」ということは、設置から10年たたないもので電池切れしてしまった場合には電池交換することも推奨する、ただ、本体機器の故障とかそういうものがあつた場合には本体交換も視野に入れて検討してくださいという内容で広報してございます。

今現在の当庁としての周知につきましては今のとおりでございます。

以上です。

○関澤会長 この件は次回にも御報告いただけるのでしょうか。時間がなくなってきましたので。広報の仕方とか。

○事務局（高本） 今回第1回目に皆様いただきました方向性につきましては、当庁も本体交換の推奨はしているのですが、ここでさらにもう一步協力的に本体交換を推奨していくというものを皆さんから御提案いただければと思っております。東京消防庁としては設置から10年を経過したものは本体交換を推奨していこうと。電池切れとかそういうも

のではなくて、設置から10年を経過したものは本体交換を推奨していこうというものを今回検討いただいて。

○関澤会長 わかりました。

私も含めて皆さんからいろいろな意見が出ましたので、それを踏まえた形で、まさに今おっしゃったような更新の普及促進の広報とか方策について次回以降また検討できるということで、時間が参りましたので、最後にアンケートについて事務局より御説明いただきたいと思います。また最後に全体を通じて、皆さん御質問、御意見があると思いますので、まとめてさせていただきたいと思います。

(5) アンケート調査(案)について

○事務局(竹内) アンケート内容について御説明させていただきます。

今話していただいた内容を踏まえまして、都民の方が本体交換についてどれだけの認識を持っているのか、またどうすれば本体交換をしていただけるのか、そのような調査をしたいと思います。

アンケートの実施方法ですが、東京都内に81個の消防署がございます。81個の消防署の町会長様宛てにアンケートを実施します。渡して書いてくださいというのではなく、消防職員が伺ってヒアリングをするという形でアンケートを実施いたします。最初のほうで本体交換の認知度、また本体交換しようと思わない理由等を聞きまして、その対策を第2回でデータをまとめてやりたいと思います。また、設問の5番、住警器設置の義務化当時は共同購入をしたという地域が幾つかございました。そのような共同購入についての実施はいかがかどうかを検討したいと考えております。

このアンケート内容について皆様から御意見等をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○関澤会長 もう少し設問を具体的に説明したら？

○事務局(竹内) はい。設問の1-1、1-2では、本体交換を推奨しているということですが、どれだけの人が知っているか、また本体交換をしようと思うか、認知についてお聞きします。設問の2では、「思わない」と答えた人に対して、なぜ思わないのか、例えば購入するのが面倒だから、値段が高いから、自分で取り付けられないから、住警器をそもそも必要と感じていないからなど、このような必要と思わない理由を述べていただい

て、第2回でその対策を考えていきたいと思います。また、設問3では、本体交換をどうすればより多くの方がすると思うのかを聞き、設問4では、どのような協力があればより本体交換をしていただけるのかという意見を聞きたいと考えております。そして、設問5、義務化当時の共同購入について伺いたいと考えております。

以上でございます。

○関澤会長 ありがとうございます。

では、どんなことでも結構ですので、廣井さんも含めて。ヒアリングの話がまずありましたね。それ以外にもアンケートの内容について何かございましたら、よろしく願いいたします。

○廣井会長代行 これはヒアリングをしながらアンケートをとるのですね。私はばらまく形式だと思ったのですが。それであればもう少し複雑な構造でもよくて、例えば既に交換した人が一定数いると思うのです。既に交換した人がなぜ交換したのか、どういうメリットを感じているのか、そもそもどういう人かということをちゃんと追うことができるのであれば、それはぜひ追っていただきたいというのが1つです。

あと1つは、そもそも一度目に住警器をなぜ設置したか、設置してよかったか、感想などの満足度調査みたいなものももしかしたら入れることができるかもしれませんし、要望は難しいのですが、「共同購入を実施した地域がありました」と問5にありますけれども、共同購入することのメリットをきちんと説明できないと答えられないと思うのです。そのメリットが訪問された消防職員の説明によってばらつくようだとちゃんとしたアンケートにならないので、逆に訪問する消防職員の方のマニュアルみたいなもの、要するに、こう聞かれたらこう返しましょうみたいなところをきちんと統一する必要があるのです。その部分はぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○関澤会長 ほかに何かお気づきの点はございますでしょうか。

○八木オブザーバー 東京都福祉保健局の八木です。

2点なのですが、1つは、複数回答可ということで問2、問3、問4とありますけれども、問2についてはどれももっともかなということで、優先順位がつけづらくなるかと思うので、例えば上から3つ選んでくださいとか、優先順位をつけたほうが対策をとるときに的が絞りやすくなると思いました。

もう一つ、問3なのですが、確かにお話を聞いていると値段が1つ大きな課題に

なってくると思うのですけれども、ここにある1、2、お金以外の解決策が出てきづらい選択肢になってしまっていると思って、先ほどから議論している中で、交換時期がわかるというとか、もっと普及啓発を進めたほうがいいんじゃないかといったお話も出ておりましたし、私はこういったものは専門外なのですけれども、取りかかろうとするとどこか相談できる窓口があるといいと思ったりしましたので、お金以外でそういった取り組みの動機づけになったり動機を持った人が一歩踏み出しやすい対策を選択肢の中に入れていただけるといいと思いました。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。

アンケートに限らず、今のような普及に関係するような御意見でも結構ですので、何かございましたらどうぞ。

○池上委員 義務化当時、町会で住警器の共同購入をしたというところは結構ありました。先ほども申しましたように、引き続きそこが10年後それをやる覚悟で始めたかどうか。もし忘れているとしたら、その啓発も含めてもう一度、わかっている地域についてはこちらから声かけをしてというのも1つの方法だと思います。せっかくリストがあるのですから。

○関澤会長 アンケートの対象数とか、町会長さんに聞くということで、先ほど廣井委員の質問にもありましたが、紙を渡して1週間後にとりに行くのではなくて、対面調査で聞き取りながらということで、相手も少し語る時間がある。そういう形でとるのでしようかというのが1つと、町会長といっても、先ほど鈴木委員がおっしゃったように東京全体で700万世帯あるということなので、サンプル調査になると思うのですけれども、どの程度の数をなさろうと考えているのかをお聞きしたいと思います。

○事務局（竹内） アンケートの仕方ですが、町会長の家にお伺いして対面で聞き取りをするという形で、消防職員が記入いたします。また、サンプルにあつては81署5町会ずつということで、405のサンプルを予定しております。

以上です。

○関澤会長 ありがとうございます。

○伊藤委員 初めて委員になりましたので勉強不足なのですけれども、そもそも住警器をつける実施義務が個人にあるのか、それとも不動産屋さんみたいな貸主にあるのかがよくわからないと思ったのです。私は多摩市なので、J K Kさん、都営住宅とかU Rさんがい

っぱいあるのです。そういう中ではもうついてしまっている部分も結構あると思うと、ターゲットとしてはどういうところにするのかなと思ったのが1つ。

あと、このアンケートは町会長さんということだったのですけれども、例えばその町会の特性として高齢者がとても多いとか、どういう世帯が多いのかによっても意向が違ってくると思ひまして、そういう基礎的な町会のプロフィールみたいなものはヒアリングの中でお聞きになるのかなというのを疑問に思いました。それによって違うのではないかと思いました。

以上です。

○事務局（竹内） ヒアリング先の町会にありましては、今いただいた御意見を参考に今後検討いたしまして、偏らない形でサンプルをとりたいと考えます。

以上です。

○柴宮委員 柴宮と申します。

先ほど冒頭で、アンケートに関して障害者団体にもお聞きになるというお話がありました。確認なのですが、アンケート内容について、今のこのアンケート内容では必ずしもマッチしない部分があるかと思うのです。その部分は御検討されるということによろしいでしょうか。

○事務局（高本） こちらは事務局案としてお示しした部分でございますので、先ほどの廣井委員からの御助言につきましては事務局で再度検討したいと考えております。

○唯藤委員 全日本ろうあ連盟の唯藤と申します。

このアンケートなのですが、ヒアリングをしながら書いていただくという方向になるのですね。聴覚障害の方にとっては、例えばこの質問の文章をきちんと理解できない方もままいらっしゃると思いますので、ヒアリングということになりますと、手話の通訳が同行するべきではないかと思ひます。そのあたりも要望したいと思ひます。そのあたりについてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○事務局（高本） 御質問をありがとうございます。

ただいまの御質問ですが、個々の御自宅に聞き取りに行くという形ではなくて、団体さんとかそういうまとまったところの代表の方にヒアリングさせていただければと。それも含めて事務局で検討させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

○唯藤委員 よろしくお願ひいたします。

○関澤会長 ほかにございますでしょうか。

○池上委員 問5ですが、「町会で住警器の共同購入を実施した地域がありました」と書いてありますね。この町会でやった共同購入のやり方というか買い方というか、そういう方法とか、あるいは、私の住んでいるマンションもそうですが、管理組合が10年ごとに一括して、世帯が少ないということもあって、一昨年から一昨年かえただけなのですが、そうやって一斉にかえてくれると。恐らく一軒一軒といっても忘れてしまうのです。しょっちゅう取りかえどきを見て調べている人はほぼ皆無だと思しますので、何らかの方法で知らせなければいけないということを考えると、共同購入というのはとても有効で、地域ははっきり言わないまでも、こういう方式でやってとてもうまくいっているようですという説明をしてアンケートをとると、ヒントになっていいと思います。

○事務局（浅見） ありがとうございます。

先ほど廣井委員からもお話がありましたように、消防職員から、例えば今おっしゃったように管理するに当たっては次の10年どこの地域かわかりやすいとか、いろいろメリットはありますので、こういう内容を説明してくれという形でマニュアル形式で示したいと思います。

あと、このアンケートにつきましては、次回の第2回までにアンケートを実施する内容になってきますので、この選択肢の中も、もしここに入れたほうがいいよという意見があれば、ぜひこの場でいただきたいと思っております。

それで、実際に主婦といいますか女性の方の意見も聞いてみたいので、町田防火女性の会の尾作様、何か意見があったらお願いしたいのですけれども。

○尾作委員 町会長さんのお宅に伺ってヒアリングということなのですが、そのときに町会長さんお一人ではなくて、できれば御家族の方、奥様であったり、そういう方も一緒にお話を伺える機会があれば、女性のほうが町内のいろいろな方たちとのおつき合いがたくさんあると思いますので、深く町内の意向を知る機会がふえるかと思います。

○事務局（浅見） ありがとうございます。

○関澤会長 これはいつごろ実施されるのですか。きょう今すぐに思いつかなくても、後から思いついたときに事務局に連絡すれば、全部は取り入れられないにしても、意見を集約できると思うのですけれども、例えば1週間に限って意見があればお出しくださいというようにはなりませんでしょうか。

○事務局（高本） このような貴重な御意見をぜひとも皆様からお聞きしたいと考えております。我々の考え方だと偏ってしまうところもありますので、本体交換を推奨するに当

たりまして、ちょっとしたものでも構いませんので、皆様から貴重な御意見をいただくと
いうこともありますので、本日から2週間後まで、切りのいい23日まででよろしいで
しょうか。8月23日の金曜日までに我々事務局に、お電話なりメールなり何でも構いま
せんのので、御連絡いただければありがたいと思います。

また、皆様から取りまとめてうちのほうで検討した御意見につきましては、また皆様に
リメールの形をとりまして、最終的には会長の一任ということにさせていただければと思
いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○事務局（高本） ありがとうございます。

では、済みませんが、8月23日の金曜日までに御連絡いただきまして、事務局で取り
まとめ、検討を進め、関澤会長と審議いたしまして、アンケート調査を開始していきたい
と考えております。また、関澤会長の承認を得られましたアンケートにつきましては皆様
にリメール等々でお知らせしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○関澤会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、全体を通じまして何か御意見、御質問、ちょっと言い忘れたのでと
いうようなことがございましたら、どうぞお願いします。

○小林委員 おくれてしまいまして済みません。小林です。

アンケートについて1つお願いがございます。この1-1の前に、住警器設置義務にな
ったのが平成22年ということで、「義務化になったのが、新築住宅については16年3
月1日、既存住宅については22年4月1日ということをお存じでしたでしょうか」とい
うのを1-1の前に載せる。そうすると皆様も「あ、そうなんだね」ということになるの
ではないかと思っておりますので、それを1-1の前に載せるのはいかがでしょうか。提案さ
せていただきたいと思います。

○事務局（竹内） 貴重な御意見をありがとうございます。

○関澤会長 というか、取り入れてくださるのですか。

○事務局（高本） こちらもあわせて、8月23日までの皆様からのいろいろな御意見を
踏まえて検討させていただいて、関澤会長に諮りたいと思います。よろしいでしょうか。

○関澤会長 ほかにはございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、本日は、長い間、本当に多数の貴重な御意見をいただきまして、御協力あり

がとうございました。

(6) その他

○関澤会長 これでは本日の議事の予定は全て終わりましたので、「その他」を含めて事務局から何か連絡事項がございましたら、よろしくお願いします。

○事務局（高本） 長い時間ありがとうございました。

事務局より次回開催予定について御連絡いたします。

次回予定は、会議中の今後の方向性の中でもございました10月を予定しております。日程につきましては今月末を目途に決定し、決定次第各委員の皆様にご説明したいと存じます。

また、本日の協議会の議事録を作成し、後日各委員の皆様にお送りしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。御確認いただいた議事録は当庁のホームページで公開する予定でございますので、冒頭にも言いましたが、あらかじめ御了承のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の審議の内容でございますが、本体交換の推奨ということで当庁としては進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

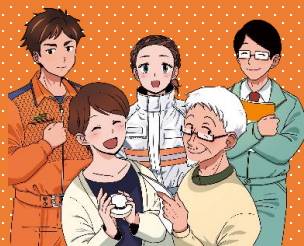
○関澤会長 それでは、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

9 閉 会

○事務局（高本） 関澤会長、ありがとうございました。また、各委員の皆様、ありがとうございました。長時間にわたり御意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第1回目の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時01分 閉会



住宅用火災警報器の共同購入は 「新・京都方式」が便利！

参考資料2

「新・京都方式の住宅用火災警報器共同購入」とは、自主防災会が安心して共同購入を実施でき、取りまとめ役となる役員の皆様の負担も軽くなるよう、京都市と(一社)京都消防設備協会とが協力して構築した、共同購入の新しいかたちです。

半年にいちどは作動確認を

住宅用火災警報器の電池寿命は、約10年。
万が一のとき正しく作動するよう、
半年にいちどは全ての住宅用火災警報器の作動確認をしましょう。

作動確認の方法



点検の方法は本体のひもを引くものや、
ボタンを押して点検するものがあります。

正常 → ○「ピーピーピー」「正常です」

異常 → ×「ピッ...ピッ...」「電池切れです」又は 反応なし

設置後10年を目安に本体の交換を

異常がみられない場合や、自動試験機能による異常を知らせる音や表示がない場合でも、設置後10年以上が経過している場合は本体の交換をお勧めしています。

自主防災会ごとの共同購入に取り組みましょう

京都市では、平成18年度から平成22年度までの5年間実施した「住宅用火災警報器の共同購入」に、多くの自主防災会が参加し、住宅用火災警報器の普及が大きく進みました。

前回の共同購入から10年を目安に、
住宅用火災警報器交換のための
共同購入に再び取り組みましょう

「新・京都方式」の共同購入がおすすめ！

京都市では(一社)京都消防設備協会の協力を得て、よりスムーズで、満足度の高い共同購入が期待できる「新・京都方式」の共同購入をお勧めしています。

「共同購入」のメリット

- ・ 地域全体の住宅用火災警報器設置率が向上し、防火体制が強化される。
- ・ 住民同士のつながりが深まり、防災力が向上する。
- ・ 住宅用火災警報器の正しい情報が得られ、悪質訪問販売等からの被害を防止できる。
- ・ 高齢等で自ら取付・交換等ができない方も安心して参加できる。
- ・ 取り扱い事業者と団体での交渉ができ、スケールメリットを活かした交渉ができる。

消防職員がサポートします！

「新・京都方式」の住宅用火災警報器共同購入の流れ

研修会の開催

オーダーシートの作成

エントリーシートの比較

参加者の募集

発注と納品の確認

取付け・リサイクル

定期的な作動確認

発注・納品をサポート！

- 共同購入への参加者を募集するための「回覧板」作りをお手伝いします。

取付け・リサイクルをサポート！



- 購入した住宅用火災警報器を自ら取り付けことや、周囲の方に取り付けってもらうことが難しい方の、取付けをお手伝いします。
- 交換し、不要となった住宅用火災警報器のリサイクルをお手伝いします。

話し合いをサポート！

- 研修会の開催を呼び掛ける案内チラシの作成をお手伝いします。
- 住宅防火対策についてお話しします。
- 住宅用火災警報器の必要性についてお話しします。

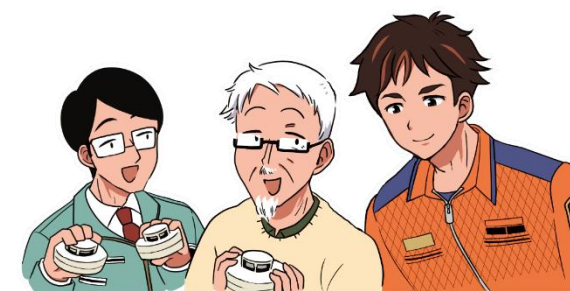


事業者とのマッチングをサポート！

- 住民の皆さんの要望を「オーダーシート」にまとめるお手伝いをします。
- 完成した「オーダーシート」を、(一社)京都消防設備協会に送付します。

「オーダーシート」は、(一社)京都消防設備協会の会員事業者へ配布され、後日、エントリーを希望する事業者から消防署に「共同購入エントリーシート」が届きます。

- エントリーシートを取りまとめ、自主防災会にお届けします。



第15期東京都住宅防火対策推進協議会(第2回)議事録

1 開 会

○事務局（竹内） それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

まず最初に資料の確認をいたします。お手元の資料を御確認ください。まず一番上に次第、めくっていただき席次表と委員名簿があります。4枚目から資料1-1、めくっていただいて1-2、続いてA3を折り畳んでいるもの、資料2-1、こちらは2枚ございます。続いて2-2、こちらも折り畳みであるもので、こちらは1枚です。続いて資料3、続いて資料4、続いて参考資料として参考資料1、表紙はページがなく、めくっていただくと1ページでございまして、34ページまでございます。最後、参考資料の2番となっています。

以上です。不足等はございませんでしょうか。会議の途中でも乱丁等ございましたらお声かけください。

引き続き、開会に先立ちまして、10月1日付で事務局に異動がありましたので御報告いたします。東京消防庁防災部生活安全係長の高本にかわりまして、小倉です。

○事務局（小倉） 小倉と申します。よろしくお願いします。

○事務局（竹内） それでは、ただいまから第15期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）を開催いたします。本日の終了時間は午後4時を予定しております。長時間となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり関澤会長、御挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

○関澤会長 それでは、短く挨拶させていただきます。

この委員会の話題は住宅防火対策でありますけれども、先般の台風19号で全国で大変な被害が生じておりまして、火災に限らず非常に防災への関心が高まっていると思うのですけれども、住宅防火もその一つとして、ぜひ本日皆さんの熱心な御討議を踏まえて今後住宅防火対策の推進に資していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） ありがとうございます。

続きまして、第1回協議会を御都合により御欠席された委員の皆様を改めて御紹介させていただきます。五十音順で御紹介いたします。

○赤羽消防団副団長、小澤浩子委員

○小澤委員 小澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） 羽村市福祉健康部障害福祉課長、野村由紀子委員

○野村委員 野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） オブザーバーといたしまして、東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長、下川様ですが、本日は代理といたしまして飛座課長代理にお越しいただいております。

○飛座様（下川オブザーバー代理） 下川の代理で参りました飛座と申します。お願いします。

○事務局（竹内） また、前回、公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟災害対策部長、荒井委員の代理で御出席いただきました、同連盟会長の栗野様が正式な委員となります。

○栗野委員 皆様、よろしくお願いいたします。

○事務局（竹内） なお、本日御欠席の委員の御紹介をいたします。

豊島区保健福祉部高齢者福祉課長、佐藤委員

社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長、川井委員

東京都町会連合会会長、鈴木委員

東京都民生児童委員連合会常任協議員、松尾委員

NHK解説委員室解説主幹、松本委員

以上の5名におかれましては、所用により御欠席と御連絡をいただいております。

本協議会は、第15期東京都住宅防火対策推進協議会運営要綱第4条に定められたとおり、原則公開とさせていただきます。本日の会議結果につきましてもホームページ等で公開する予定でございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、会議の次第に基づきまして進行させていただきます。進行につきましては関澤会長、よろしくお願いいたします。

3 議 事

（1）第1回協議会での質疑事項

○関澤会長 それでは、議事次第に基づいて始めさせていただきます。

最初に3－（1）「第1回協議会での質疑事項」について事務局より説明をお願いいた

します。

○事務局（小倉） 御説明させていただきます。協議会資料１－１、それから後ろのほうにございます参考資料１、議事録でございます。こちらをごらんいただきたいと思います。前回の協議会におきまして委員の皆様からいただきました御質問のうち、その場で回答できなかった内容につきまして何点か御説明させていただきます。

１つ目の御質問でございます。関澤会長からいただいた御質問でございます。前回議事録で１６ページとなります。議事録の関係するところに下線を引いておりますので、参考としていただければと思います。

第１回協議会資料におきまして、住宅用火災警報器があった場合の火災に至らなかった場合を含めた焼損程度のデータを円グラフでお示ししておりましたが、これだけですと住警器の効果を説明するためには不足ということで、住警器あり、また住警器なしの場合の焼損程度の比較が必要ではないかといった御指摘ございました。過去５年間の住宅火災７，８８７件を調べましたところ、住宅火災警報器ありの場合ですと７８．８％がぼや、住宅用火災警報器なしの場合ですと６０．８％がぼやとなっております、ありの場合のほうがぼやの割合が大きいという結果となりました。

２つ目の御質問でございます。伊藤委員から御質問をいただきました共同住宅における住宅用火災警報器の設置義務者についての御質問でございます。前回議事録では３０ページとなります。住宅用火災警報器の設置及び維持管理につきましては、消防法におきまして関係者が行わなければならないと定められております。ここでいう関係者とは、所有者、管理者、または占有者を指します。占有者というのは賃貸の共同住宅等で実際借りている方などを指します。こちらは所有者、管理者、または占有者、３名いるのですけれども、義務の順位はございませんで、契約時などに取り決めたり話し合いで決めるなどをする必要がございます。

３つ目でございます。栗野委員からいただきました御質問でございます。前回議事録では７ページとなります。聴覚障害者の方向けの住宅用火災警報器の状況などについての御質問でございます。まず補助制度としまして地域生活支援事業というものがございまして、こちらの補助がございます。１枚おめくりいただきますと資料１－２をおつけしております。こちらは東京都内の各区市町村の中から助成を行っているものを抜粋した一例でございます。これ以外にも実施しているところもございます。区市町村によりまして助成の内容ですとか対象が異なっている場合もございます。また、本日会議の後半では、日本火災報知機工業会さんの御協力をいただきまして最新の機器等を御紹介いただく予定であります。

４つ目でございます。廣井会長代行からいただきました御質問です。前回議事録では１

0 ページとなります。住宅用火災警報器の設置効果に関連しまして、出火から覚知まで、ここで覚知といいますのは消防機関が火災を認知した時間を指しておりまして、例えば 1 1 9 番通報が入電した時間などが覚知となりますけれども、この出火から覚知までの時間が早まったのかどうかという御質問でございました。過去 5 年間の住宅火災 3, 5 9 8 件、こちらは 1 番の件数と異なりますけれども、こちらは出火時間が不明な場合ですとか、あるいは事後聞知火災と言いまして、火が消えてしばらくたってから通報があったものとか、そういったものを除きまして 3, 5 9 8 件を比較しました。そうしましたところ、住警器ありの場合が 9 分 2 3 秒、なしの場合が 1 0 分 1 4 秒となっておりまして、住警器ありのほうが 5 1 秒覚知が早いという結果となりました。

最後、5 つ目の御質問でございます。松本委員からの御質問です。前回議事録では 1 8 ページとなります。設置から 1 0 年が経過しまして、本体交換をしなかったことにより電池切れや故障が発生し、これにより被害が発生したような事例があるかどうかという御質問でございました。過去 5 年間の不奏功事例 2 8 6 件を調べましたところ、明らかに電池切れ、または故障により作動しなかった火災は 1 件でございました。

資料 1－1 の御説明は以上でございます。

○関澤会長 ただいまの御説明に対しまして何か質問、追加の御意見等がありましたら、どうぞお願いいたします。

○廣井会長代行 5 番目の、本体交換していなかったことで被害に遭った件数が 1 件だけということで、非常によいのですけれども、私はこれは存じ上げないのですが、1 0 年で交換というのは大分安全側でとっているということですか。なかなか言いにくいかもしれませんが、そのあたり、私はわからないので、感触、肌感覚みたいなものを教えていただけると助かります。

○事務局（小倉） この 1 件というのが、こういった不奏功事例・奏功事例があった場合は報告を各消防署からもらっているのですけれども、設置年、あるいはその住警器自体の製造年月日が明らかに書かれていたものが 1 件だけだったということでございまして、ほかの 2 8 6 件につきましては製造年月日が不明であったりとか、そういう場合が含まれますので、1 0 年たってそれが原因で鳴らなかったとは必ずしも言えないと。

○廣井会長代行 2 8 6 分の 1 ではない可能性があるかと。

○事務局（小倉） そうです。明らかなものが 1 件ということです。

○廣井会長代行 わかりました。

○関澤会長 ほかはいかがでしょうか。

特にないようでしたら、先に進んでよろしいでしょうか。

(2) 住宅用火災警報器に関するヒアリング調査結果

ヒアリング調査結果から抽出された課題

(3) ヒアリング結果を踏まえた取組（案）

○町会単位での共同購入（モデル消防署での試行）

○広報における重点項目（全消防署での実施）

○関澤会長 それでは、続きまして、議事次第の「住宅用火災警報器に関するヒアリング調査結果」「ヒアリング調査結果から抽出された課題」。続きまして、事務局から関連があるので続けて説明を先にしてまとめて質疑をしていただきたいということです、「ヒアリング結果を踏まえた取組（案）」までまとめて説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（小倉） それでは、御説明させていただきます。A3横長の資料2-1からご覧いただきたいと思います。前回第1回協議会で素案としてお示ししましたが、都民の方が住宅用火災警報器の本体交換についてどれだけの認識を持っているか、また、どうすれば本体交換に結びつけることができるのかを把握することを目的としまして調査を実施しております。

それでは、結果の概要について順番に御報告させていただきます。調査は9月6日から27日までの期間、各消防署管内の5つの町会長さんを対象に聞き取り調査の要領で実施しております。問1から問6までは個人の意見として、問7から問11までは町会の立場としてお答えいただいております。また、この調査を補足するため、東京消防庁で事前に御登録いただいたモニターの方——こちらは今回の町会長さんとはまた別の方になります——に定期的に実施しておりますインターネット調査でも一部質問について類似の調査を行いましたので、参考ということで記載をしております。

それでは、上から順に御説明させていただきます。初めの3つの質問は、回答者の属性に関する質問、年齢、回答者の属する町会の世帯数、町会長宅の住宅の形態でございます。

問1は、前回住宅用火災警報器を設置した経緯に関する質問でございます。多いものから、「自分で購入し、自分で設置した」というものが143人の36%、「引っ越し・建て替え等したとき、既に付いていた」という方が105人で27%となっております。

「自分で購入した」と回答した選択肢、2番と3番になりますけれども、こちらを合わせますと、182人、46%、「共同購入した」と回答した選択肢、こちらは4番と5番になりますが、こちらを合わせますと108人、28%となっております。

続いて、問2は、設置から10年での交換を推奨していることの認知度、「知っていますか」という質問になります。「知っている方」が279人、71%で、「知らない方」

が116人、29%となっております。一方、参考資料としておつけしましたインターネット調査では「知らない」という方が54%と多くなっております。

右側にまいりまして、問3-1でございます。10年間の交換推奨を「知っている」と回答した方がどこで知ったかについての質問、問3-2は「知らない」と回答した方がどのような媒体で周知されれば知ることができたと思うかについての質問になります。いずれも町会の回覧板や消防署からのチラシなどによるお知らせが多くなっております、知っている人では、これ以外に防火防災訓練などの場面における消防職員からの話、説明ですとか講話と呼んでおりますけれども、こういったものが多くなっております。一方でその下、参考のインターネット調査でございますが、「消防や防災、救急に関する情報を入手しやすいと思う媒体は何ですか」という質問では、「テレビ」や「インターネット」が多い結果となっております。

次に、問4でございます。町会長さんに本体交換の意思を確認したものでございます。「本体交換をしたいと思う方」、選択肢1・2を合わせまして77%、「本体交換をしたいとは思わない」と答えた方が12%となっています。

1枚おめくりください。左上でございます。問5-1でございます。前問で交換済みの方の交換に至った経緯を尋ねております。58%の方が問3-1で回答した手段で必要性を知ったことを契機に交換に至っていることが示されております。その欄外にございますが、手段の内訳としましては、「東京消防庁のホームページ」や「町会の回覧板」などが多くなっている状況でございます。

続いて問5-2ですが、「本体交換をしようと思わない」と回答された方にその理由を尋ねているものでございます。こちらは複数回答になりますが、多い順に、「正常に作動しているから」が24人、50%、「電池交換すれば使用可能であるから」が20人、42%、「交換時期を知らないから」が14人、29%となっております。

問6では、住宅用火災警報器にあったらいいと考える付加価値や新たな機能を尋ねたものでございます。「火災保険が安くなる」といったものや「非常用の照明」「スマートフォンなどとの連動」が多くなっております。

問7では、「どのようにすれば本体交換をする人が多くなると思いますか」という質問でございます。こちらでも複数回答でございます。「補助金ですとか共同購入などにより市場価格より安くなること」「実際に取りつける作業のサービスがある」などが多い回答となっております。

右上にまいりまして、問8では、「実際にこれから住宅用火災警報器を交換するに当たり、どのような機関に、またどのような内容の協力をお願いできたらいいか」という質問でございます。欄外に協力内容、実施してもらいたい内容といったところで書いておりま

すけれども、1のメーカー、2の電気店、量販店につきましては、取り付けサービスや低価格での販売、お知らせ、3の行政機関・区市町村などにつきましては補助金、4の消防職員につきましては取り付けサービスなどが多い回答となっております。

問9では、「今回共同購入による交換をしたいか」についての意向を確認しております。その結果、54%の方が「共同購入したい」と回答しております。

問10では、問9で「共同購入したいと思わない」と回答した方にその理由を聞いているものでございます。一番多いものが町会役員の負担が多いという回答となっております。

以上が各消防署を通じたアンケート・ヒアリング調査の結果となります。今回、このほか、よりきめ細かくニーズを把握したいと考えまして、公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構東京都聴覚障害者連盟の皆様の御協力をいただきまして、私たち事務局が直接聴覚に障害のある方からお話を伺いました。栗野委員におかれましては、御協力、お取り計らい、まことにありがとうございました。

いただいた御意見を御紹介させていただきます。まず付加価値や新機能でございますけれども、就寝時にもわかるようなバイブレーション機能、振動機能や強い光を出すフラッシュ機能、室内信号装置との連携、室内信号装置というのは、聴覚に障害のある方が、例えばお客さんが来てインターホンを押した場合に光とか文字でお知らせしてくれるものということでございますけれども、これと住宅用火災警報器との連携、スマートフォンとの連携などをいただいております。また、推奨事項としましては区の助成や都営住宅での設置などが挙げられておりまして、今後、住宅用火災警報器に望む機能としまして、共同購入した場合にメールやファクシミリといった手段でスムーズな対応、交換ができるということ、それからマンションなどでは、入居時に既存でついているような音声による警報だけではなくて、聴覚障害者の方向けの光などで警報を出す警報器にかえられること、それから条例基準では設置対象外となっておりますお風呂場ですとかトイレなどの空間でも聴覚に障害をお持ちの方は音以外の方法で認知することが必要ですので、そういった場所につきましても警報を知ることができる装置など、そういった連携ですとか助成などにつきまして御回答をいただいております。

以上が今回の調査の全般的な内容になりますけれども、引き続きまして、資料2-2を広げてごらんいただきたいと思います。今回の調査から得られた課題を整理しております。今回は大きく4つ挙げさせていただいております。

1つ目、左上でございます。住宅用火災警報器に求められる付加価値、機能についてでございます。それぞれオレンジ色の枠内はアンケートの設問となっております。一番上「問6」ですとかありますが、これは問の番号、下の「火災保険が安くなる」、あと括弧につきましては問6の中の選択肢の番号となっております。

1つ目ですけれども、住宅用火災警報器に求められる付加価値、機能についてでございます。これにつきましては「火災保険が安くなる」ということが非常に多くなっております。10年前の義務化当時には住宅用火災警報器を設置している場合に火災保険の割引等も一部でございましたが、現在は調べた範囲では実施しているものがほとんどないといった状況でございます。また、付加機能としまして、スマートフォンとの連動ですとか、非常用照明、実際に火災を感知した場合に照明がつくなどの非常用照明、それから聴覚障害者の方からは、フラッシュ機能ですとか、室内信号機との連携といった御回答もいただいております。これらにつきましては、今後、本協議会としまして、関係機関、関係業界への提案ですとか依頼によりまして実現を目指していく必要があるものと考えております。

2つ目でございます。下にまいります。左下でございます。住宅用火災警報器の設置、取りかえに当たっての関係機関との連携に関することでございます。住宅用火災警報器のメーカー、家電量販店、消防職員に対して取り付け支援や補助金、低価格化などの要望が多く挙げられていることでございます。これらの課題につきましては、引き続き関係機関への働きかけを実施しまして、これらをできるだけ実現していく必要があると考えております。

3つ目でございます。右の上をごらんいただきたいと思います。3つ目は購入あるいは交換の方法についてでございます。調査では、問1でございますが、前回共同購入で設置した方が28%。また、本体交換をするに当たっての優位な条件としまして、問7でございますが、共同購入による低価格化を挙げる方が53%いらっしゃいました。右側のほうですが、右上にまいりまして、今回の共同購入の意向がある方が半数の54%などと、共同購入への意向も多くございました。一方で、共同購入をしたいと考える方の回答としまして、役員の負担が大きくなることなどが挙げられている状況でございます。

このことから、共同購入がより多くの世帯で交換をするのに効果があると考えられますが、これを推進するためには、町会の役員を初め、皆様の負担を減らしながら進めていくことが必要であると考えております。

最後4つ目でございます。右下になります。本体交換を推進するに当たっての広報の内容と方法についてでございます。消防署と実際に接する機会の多い町会長さんの場合でも本体交換の必要性を知らない方が約3割、29%いらっしゃいます。一方で、インターネット調査結果に見られますように、一般の方では知らない方が過半数となっております。このことから、まずは本体交換の必要性を知っていただくことが極めて重要になるかと思っております。

右上にまいりますけれども、本体交換をしようとしめない理由としまして、「正常に作動しているから」「電池交換で使用可能だから」、あるいは「交換時期を知らないから」な

ど、本体交換の必要な理由が正しく伝わっていない方が多くいらっしゃるということがわかります。このことから、本体交換の必要性を正しく、また丁寧に繰り返し広報していくことが必要と考えます。

また、広報の方法ですけれども、町会長さんではチラシや防災訓練での消防職員の話、回覧板など、実際御自分がかかわっていらっしゃる場合も多くございますので、そういった手段で入手する方法が多く挙げられておりますが、インターネット調査ではテレビやインターネットなどの媒体が多く挙げられております。これらを踏まえまして、さまざまな広報媒体を有効に活用しまして、正しい情報を丁寧に繰り返し発信していく広報が必要になると考えられます。

以上を踏まえまして、今後、東京消防庁管内での取り組みを推進し、課題や効果を検証してまいりたいと思います。

最後になりますが、資料3をごらんいただきたいと思います。先ほどの資料2-2の1番、付加価値、2番の関係機関との連携につきましては、今後、詳細を改めて検討するとともに、関係機関の方と御相談しながら進めていく必要があるものと思います。

右側の3番、4番につきましては、実際に始められる内容になりますので、こちらも推進してまいります。実施する項目としましては大きく2つでございます。1つ目がモデル消防署での試行としまして、町会単位での共同購入・交換の推進をいたします。それから下のほう、全消防署ですぐにできることとしまして、広報における重点項目の設定を挙げてございます。

それでは、それぞれにつきまして御説明してまいります。1つ目の共同購入の例でございますが、こちらは京都市における事例が参考となりますので資料としておつけして思います。参考資料2、横長のオレンジ色っぽいこちらの資料をあわせてごらんいただきたいと思います。それでは、ここで「新・京都方式」と書かれました京都市の事例を簡単に御説明させていただきます。

○事務局（竹内） こちらのオレンジ色の紙ですが、京都市が今年3月から始めた住警器の共同購入の概要でございます。京都市消防本部では、町会等の会合にて、住警器の役割や維持管理方法、本体交換の必要性等を説明するとともに、共同購入の推奨をしています。希望のあった町会からはオーダーシートに希望個数、希望メーカー、設置支援などを明示し、消防署がそれを受け取り、消防設備協会に渡します。協会に加盟している事業所に配布され、エントリーを希望する業者から消防署に共同購入エントリーシートが届きます。そのエントリーシートを消防署が取りまとめ、町会にお届けし、条件に合った業者を町会が選び、再度町会内等で話し合っ購入手続に入ります。消防署にあってはさまざまな場面で町会等の相談を受け、サポートをしています。今年の3月から始めていますが、5町

会に約600台の住警器の販売実績があります。現在も購入希望は幾つもあり、今後伸びていく予定だそうです。

以上でございます。

○事務局（小倉） それでは、資料3に再びお戻りいただきたいと思います。モデル消防署で実施します共同購入・交換の推進につきましては、京都市の事例を参考にしつつ、各町会をサポートしながら推進してまいります。調査の間の中でも158名、40%の方が回答していらっしゃるという、交換時期がわかるということが大きな動機づけになっていると考えられます。今回共同購入・交換を推進することで、この次の交換の機会が皆さんのおおむね同時期となりますので、ある一定程度多くの方の交換が同じ時期になるということで、交換を忘れることの防止にもつながるものと考えております。

次に、全ての消防署で実施するものとしまして、下のほうになりますけれども、重点的項目を示した広報活動の実施を推進してまいります。下のほうの図をごらんいただきたいと思います。一番外側の円が住民全体といったイメージでございます。この中には町会に加入されている方、加入されていない方がいらっしゃると思います。町会単位である程度共同購入した場合でも、町会の中で共同購入に参加しない方も発生することが考えられます。また、町会単位での購入の場合、町会未加入の方は対象から漏れる可能性もございます。

この中には、ごく最近建てかえとか新築をされた方など、交換のタイミングが異なる方もいらっしゃると思いますけれども、正常に作動しているから10年経過しても交換しないなど、本来であれば交換が必要な方も多く含まれていることが予想されます。このことから、防災訓練やチラシ、消防職員が各家庭を訪問する防火診断などの物理的・直接的な広報のほか、SNSやホームページなど、さまざまな手段を活用して正しい情報を丁寧に繰り返し周知してまいります。

以上の取り組みを行いまして、その結果につきまして、効果・課題等を整理しまして、第3回協議会で改めて御報告させていただく予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○関澤会長 ありがとうございます。

それでは、資料が3つございましたけれども、それぞれの説明に対しまして御質問とか御意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

私から最初に一つだけ。前回委員からもいろいろあって、アンケートでなくてヒアリングでということだったのですけれども、インターネットではなくて、基本的なヒアリングを行った対象の方は町会役員さんという理解でよろしいでしょうか。年齢層も高かったのですけれども。

○事務局（小倉） 基本的には町会長さんということでお願いしております。中には事情があって代理の役員の方という場合もありますけれども、基本的には町会長御本人ということで実施しております。

○関澤会長 そういうことで知識とか意識は一般の平均層から比べると高いという結果になっているわけですね。

○事務局（小倉） そのように予想されます。

○小澤委員 赤羽消防団の小澤でございます。

81の消防署管内、都内全域で今回アンケートが実施されましたことは大変評価されるものだと思います。今、会長からお話がありましたように、個人の立場で問6まではお答えいただいたということですが、町会長さんというお立場もあって、かなり防災意識の高い皆さんだと思います。ですから、いろいろなことを知っているし、また、チラシとか回覧板を非常によく見ておられるなという感想を持ちました。ですから、一般の住民の方に関してはもう少し数値が低いんじゃないかと設定して考える必要があると思います。

赤羽の管内にもURの大きな共同住宅がございます。ここは最初の会議のときにもお話が出ていたようですが、URのほうで全戸設置しているの、住民の方が直接設置することがなく10年経過しているわけです。URの自治会の役員さんの中にも「URが全て設置してくれているので」と、あまり詳しくはご存じない方もいらっしゃるようです。ですから、全戸に設置していただくというのは大変ありがたいことではあるけれども、やはりそれぞれの住宅でこういうことが義務化されていって、10年たったら取りかえなければいけないのですよということを住民の方に、あるいは町会長さんなどには特にきっちり説明をしていただく必要があるんじゃないかなと思いました。

次は質問2つなのですが、1つは、男女比もちょうどバランスよく調査をしましたということがアンケートの最初のほうに書いてありますが、大体半数は女性の町会長さんにヒアリングされたと考えてよろしいのでしょうか。

そして、質問の2つ目は、都内81消防署ということで、地域性は出たのでしょうか。例えば木造家屋密集地域の会長さん等はやはりほかの地域の方と比べると非常に意識が高い、そういう結果であったということがもしわかったのであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○事務局（小倉） ありがとうございます。まず御意見のURさんの場合の事例をいただきました。前回の議論の中でも、URさんの場合でも、個人宅の中になかなか100%は入れないといった御事情もあるようでございますので、小澤委員がおっしゃったように、そういった賃貸住宅に住まれて管理者の方とかが実際につけていらっしゃる場合でも周知

は必要になるものかと認識しております。

続いて、御質問でございますが、1つ目の御質問、男女比でございますが、説明がわかりづらくて申しわけありません。こちらの資料、ヒアリング調査結果、資料2-1の左上のほうに「男女同数」と書いてありますが、こちらはインターネット調査の内容でございます。今回町会長さんにつきましては、申しわけありません、男女は性別はとっておりませんので、そこら辺はわからないといった状況でございます。申しわけありません。

2つ目の質問でございます。地域特性でございます。実際には火災危険度ですとか、そういうものも考慮してやれば、より細かい内容で重点的にといったところも出るかと思えますけれども、今回は全体の傾向を把握するということを優先して行いましたので、地域特性との比較はやっていない状況でございます。

以上でございます。

○関澤会長 よろしいですか。

○小澤委員 はい。

○菊地委員 UR都市機構の菊地と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど赤羽のお話があったと思うのですが、URといたしましては、自治会がある場合は自治会にちゃんと説明をしてやってもらっております。10年たったらというお話があると思うのですが、私どものほうとしては10年たちそうなところにつきましては発注をかけておりまして新しく取りかえております。ですので、東京都につきましてはまだ全部取りかえておりませんが、ほかの神奈川とか埼玉とか、そういうところもあわせて順次取りかえております。

あと1つ、機器に一つ一つ番号を振りまして管理しておりますので、途中で壊れたものについては直しつつ、そのように数量管理をして、100%とは言いませんけれども、基本的には10年たったら全部かえる、また次の10年たったらかえる、そういうサイクルで行っておりますので、お客様の周知という形は10年ごとにまた工事が来るなという形でちゃんとフォローしているつもりでございます。

あと、先ほど前回のお話でURという話が出たと思うのですが、多分前は供給公社さんのお話が出たと思いますので、そこは御訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（小倉） 大変失礼しました。

○関澤会長 追加で今のURさんにお聞きしてよろしいでしょうか。URだけに限らず、民間の住宅業者も同じなのですが、賃貸と分譲で違いがあるのかなと。分譲の場合は最初に、URさんの場合は知りませんが、設置したままで分譲でお渡しするのか、本人、買った人がつけるのか。賃貸の場合は要するに運営者というか、URのほうがつけ

たものを貸し出すということになっていると思うのですが、いずれの場合も10年たったときにつけかえ、交換する義務が生じるのは賃貸、分譲、それぞれについて誰が担うのか。分譲の場合は基本的にもう引き渡した後なので、URさんはもう関与しないのか。

○菊地委員 そのとおりです。

○関澤会長 そういうことですね。その辺をもう一度整理していただいて。

○菊地委員 分譲につきましてはもうお客様のほうに引き渡しておりまして、URは一切管理も何もしてごさいませんので、それは管理組合さんとか個人に対してやっていただくという形で、URとしてはノータッチで行っております。もちろん賃貸については先ほど言ったとおり、全て関与して……。

○関澤会長 先ほどの賃貸という理解で。

○菊地委員 先ほどの全て賃貸のお話でございます。

○関澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田オブザーバー 消防庁の吉田ですけれども、参考になるかはわからないのですが、平成29年の9月に独立行政法人の国民生活センターより住宅用火災警報器の点検に関するアンケート調査、こちらはネットでも確認できるのですが、されております。その中で本体交換の必要性について2,000名のインターネットアンケートをした結果が出ておりまして、平成29年、2年前につきましては本体交換の必要性を知らなかったのが63%ということで、今回のインターネット調査を見ると上がってはいますので、こちらは全国の消防本部の周知の効果が少しずつ出ているのかなと思いますので、御参考までに。

○事務局（小倉） 参考になる資料、ありがとうございます。

○関澤会長 ほか、いかがでしょうか。

先ほど廣井委員から御質問があった件で、メーカーの方に聞くと、実際には10年たって電池も含めて製品も急にがたがたと性能が落ちるということではなくて、10年を境にがくっと落ちるということはないと。それは数年ぐらい、10数年ぐらいは一応正常にはもつように設計されていて、そうじゃないと逆に困りますからね。10年たつとほとんど作動しなくなるようでは防災機器とは言えないので。ただ、それは一応ないのだけれども、がたが来る可能性があるので、不具合が出てくる可能性があるので10年をめどに交換ということになっているので、すぐには欠陥、要するに不奏功事例が出てきたり目立つようなことはなさそうなのだと思いますけれども、そこが難しいんじゃないかと。

そういう話は、一般の人の前でやると、やはり15年ぐらいいいのかなという気持ちになったりしないとも限らないので、10年をめどにというのは非常に安全側の話で申し上げているのだと思うのです。そこら辺の腹をくくる時期は、私の理解では消防機関も薄々それを知っていて余り熱心になっていないんじゃないかと。かけ声は言っているけれども、

実はそんなに必死になっていないような気もいたしまして、その辺はメーカーさんとかは住宅防火の推進のことを含めて、国民的交換推進運動みたいなのをして意識づけをしないと、各自の自覚に任せていると難しいんじゃないかなという気が。これは私が思っていることなのですけれども、廣井先生、いかがでしょうか。

○廣井会長代行 関澤先生がおっしゃったことはまさに私は今考えていまして、正常に作動しているから本体交換しないという回答が半分ぐらい、50%ありましたけれども、これはヒアリング調査を見ると、交換時期を過ぎていない人にも聞いているのですよね。

○事務局（小倉） そうですね。

○廣井会長代行 なので、交換時期を過ぎていない人が正常に作動していると思っているというわけではないという意味では判断が難しいのですけれども、何をもって正常とみなすかということもそうですし、義務設置ではありますけれども、法令では正常に作動しているものを設置することという義務なのですかね。それとも住宅用火災警報器をつけるというもののなのですか。そこら辺の法令の扱いが私はわからないのですけれども、いずれにしても、交換時期の必要性を誰が伝えるのか、メーカーさんなのか、消防機関なのか、あるいは交換時期が必要なものの目安みたいなものをどう伝えるかということも含めて、何をもって正常とするかということはきちんと議論して方針を固めたほうがいいように、私も関澤先生と同じように思います。

○事務局（小倉） ありがとうございます。まず「正常に作動しているから」という回答につきましては、実際に点検してもらって「正常です」といった回答ではなくて、そういった方もいらっしゃると思いますし、点検をしていなくて何も鳴っていないから正常だと判断している方もいらっしゃると思います。これは推定ですけれども、そこまで突っ込んだ調査をしませんでしたので、申しわけありません。

維持管理につきましては、東京都の場合ですと火災予防条例施行規則というものがございまして、こちらの第11条の8で「住宅用火災警報器の設置及び維持の基準」というものがございまして、こちらで、つける場所ですとか、あるいは「自動試験機能を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること」と明確に「交換」といったものもございまして。自動試験機能を有する場合には、同じなのですけれども、機能の異常が伝達された場合には交換してくださいといったことで明確に維持管理といったものも、東京都の場合ですと条例の規則のほうで定められています。

○廣井会長代行 「10年」という明記はあるのですか。

○事務局（小倉） 書いていないですね。ですから、その機器ごとによって交換期限を確認していくということになるかと思います。

○関澤会長 座長からもお願いを申し上げます。

吉田委員、消防庁のほうはどういうお考えで臨まれているのでしょうか。

○吉田オブザーバー 消防庁につきましては、住宅用火災報知器設置対策基本方針といった形で、住警器の設置に対しての方針を定めて各消防本部に参考となるような方針をお伝えしているところなのですが、こちらは平成27年に一部を改正しまして、従来ですと設置しましょうというところから、今度10年が経過するので維持管理の面を強化した形で改正しております。そのの新しくなりました住宅用火災報知器設置対策基本方針の中では、電池切れの際に設置から10年以上経過している場合は本体交換をすることが望ましいことということをも具体例として広報を強化するような形でお示しをしているところでございます。

○関澤会長 ほかに委員の皆さん、どんなことでも結構です。

○小澤委員 住宅用火災警報器は火災が発生しなければ効果を発揮しなくて、それは非常に大切なことです。ですから、日常的にありがたみが全然感じられないということがPRを推進するに当たっての大きな弱みだと思います。家電製品のように何万回使ってテストしましたということができない製品ですから。メーカーの方に、これは多分それぞれに製造年月日が記されると思うのですが、そこから10年たった、例えば令和元年にできたものであれば、令和10年になったら取りかえ時ですということをパッケージの表側に大きく最初に表示していただく、また取扱説明書の中にもそれを書いていただく。そうすると、そういう機器を販売するに当たって賞味期限みたいなものが出てきちゃうのでしょうか。これは私もよくわからないのですが、とにかく10年たったら取りかえるということを周知していく必要があると思います。私ども、家電製品は8年たったらもう部品ができないので取りかえ時ですよということをよく電気屋さんに購入するときに言われるのですが、これも電気製品なので、買うときにはっきり永久に使えるものではありませんということを知らせていただく必要があるなと思います。

以上です。

○事務局（小倉） 貴重な御意見ありがとうございます。

○池上委員 私はマンションに暮らしているのですが、8階建てで30世帯ですから割と小規模の建物なのですが、だからできているのかもしれませんが、共同購入をしまして、年に1回だと思いますが、10年以内なのですけれども、ちゃんと作動しているかどうか点検に来てくれるのです。自分でやるんじゃないくて。それでとても安心というのがあって、本当にいけないことかもしれませんが、自分では全くメンテナンスをしていないというのが実情です。多分そういう管理会社が定期的に送ってくれているので安心して切っているのがあるのですが、維持管理に関してはそのようにばらつきがあるんじゃない

いでしょうか。自分でやりなさいというところと、一戸建てなんか特にそうですよね。

それから、先ほどのアンケートで共同購入のところがりましたが、どうもこれだけでは数字でよくわからないのですけれども、マンションなんかは共同購入のほうが明らかに、一緒に買って一緒に交換ということでもとても機能的ですよね。とてもいいと思うのですが、一戸建てがまとめるのが結構難しいんじゃないかなと思います。それはこのアンケートでも出ておりますが、特に役員の負担が大きくなるなという、あの辺の気遣いなんかはすごく、そうすると、誰がやったら一番その辺を、高齢化も進んでいますし、どうしたら今後交換がうまくいくのかなというのはいいい提案があったらいいなと思っているところです。

○事務局（小倉） ありがとうございます。池上委員のおっしゃるように、戸建住宅の場合ですと部屋の数も違いますし、役員の方の負担も大きいと思います。今回はモデル消防署でそういったところを含めてどこまで役員の方の負担を減らしたりできるかとか、その上にできるだけ多くの方に交換してもらいたいといったことで、ぜひアイデアといいますか、御意見がありましたら参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○廣井会長代行 今の池上さんの話ですけれども、それも含めてモデル消防署としてどういう特性のところを選ぶのかというのは、なるべく共同購入がやりやすいところ、過去にしたところ、やりにくいところと分けて、このヒアリングの結果も使いながらやっていただきたいのと、あともう一つ、先ほども議論がありましたけれども、自分で購入した人たちと共同購入した人たちと引っ越ししたときについていた人たちは住宅用火災警報器の認識が全く違うのです。そこを一緒に合わせて出すよりも、クロス集計をして、そういう人たち、住宅用火災警報器の買い方によってどういう違いがあるのかということも少し深く分析していただけたらと思います。

○事務局（小倉） ありがとうございます。モデル消防署につきましては現在検討中ですが、参考にさせていただいて、できるだけ成果の出るような形にさせていただきます。

それから、クロス集計もやはり今後必要かと思うので、モデル消防署の実施とあわせて推進してこちらの調査結果の集計をしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○関澤会長 ほか、いかがでしょうか。

一つだけ座長からのお願いで、これは次の議題に関係するかもしれませんが、モデル消防署での試行のときに、一つトライというか、ためしにやってもらいたいのは、私は町会役員にはなっていないのですけれども、当番で回覧板を回す係が回ってきますので、たまたま家内が実家に帰っているときに、お休み、週末の日に敬老の日のタオルプレゼン

トを配り終わって10数件昼間回ったのです。もちろんお渡しする相手にじゃなくて、ブザーを鳴らして出てきた人に渡すのですけれども、やはり出てくる人はみんな超高齢者なのです。全国至るところ同じなので、高齢者のみ世帯が現在非常に多くなっていると思われます。そういうところだと、共同購入も買って渡すだけでは実際には設置されるかどうかかわからないので、そこはもちろん東京消防庁の人が消防の服を着て、もし差し支えなければつけさせてもらってもいいでしょうかというお断りをした上で、つける試みを、実際につけるサービスまで、どこまでできるのか、それは結構ですと言われたらもちろんすぐ引き下がるのですけれども、消防にとっては大変かもしれませんが、高齢者だけの世帯で、本当に出てくるのも杖をついて出てくるようなケースもありましたので、そういう御家庭に関しては、つけるサービスをやっていきますので今もし必要だったらつけますよということをどのぐらい受け入れてくれるのか、ぜひ試みていただけないでしょうか。そこまでしないとなかなかつかないんじゃないかという気がしますので。

○事務局（小倉） わかりました。仕組みとしましては防火防災診断ということで各御家庭を回ったりする機会もございまして、その中でコンセントのタコ足を直すとか、ちょっとした作業を現時点でもやっている状況で、御協力の御了解をいただいた場合にはやっている状況でございますので、住警器の設置につきましても、調査の回答でもございましたけれども、消防職員が実際に取りつけるといったことも含めまして、先生おっしゃったように検証という形で検討させていただきたいと思います。

○田中委員 東京連合防火協会の田中と申します。

消防がやるというとな非常に偏った形になるので、私ども、都内の防火防災の普及を各町会さんに情報伝達しながら事業をやっているのですが、自助・共助・公助、その3点でやっていかないと、東京都の公助だけでは絶対無理だと思います。もし消防がやるというPRが逆に強まれば強まるほど自助・共助がおろそかになる可能性がございますので、ぜひこれは3点、みんなでやっていくという考え方が非常に大事だと思います。

以上です。

○事務局（小倉） 貴重な御意見ありがとうございます。田中委員がおっしゃったように、今回のモデル消防署、詳細は詰めているところでございますが、こちらの資料にございますとおり、公助、各町会と、あとはメーカーさんとか含めてさまざまな機関が連携してそういったものもやっていくということで現在考えております。ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

○唯藤委員 全日本ろうあ連盟の唯藤と申します。聞こえない立場でお話いたしますけれども、アンケート以外のことをお話ししてもよろしいでしょうか。

○関澤会長 はい、どうぞ。

○唯藤委員 今回の警報器ですけれども、音で判断するものが多いと思います。このアンケートにありますように、間に書いてありますように、光ですとか見てわかるもの、または振動するものが欲しいという要望が書いてあります。今10年に1回本体交換というお話がありますけれども、私たち聞こえない者は、交換といっても、お知らせが音のみですと交換するという気がなかなかその気持ちが起こらないと思うのです。ぜひとも光とか、または振動によってきちんと知らせてくれるものをもっと研究していただいて、そういうものが広まっていくとうれしいと思います。

音に関しては、聞こえない我々だけではなく、高齢の方も耳が遠くなってくるわけですよ。そういう方々にとっても効果があるものだと思います。そのあたりをぜひよろしくお願いしたいと思います。

○事務局（小倉） 貴重な御意見ありがとうございます。今の御意見ですけれども、交換のお知らせの際も含めて音以外の方法があったほうが良いという御意見でしょうか。

○唯藤委員 はい、そうです。

○事務局（小倉） ありがとうございます。後ほどまた御紹介させていただきますけれども、現時点で振動ですとかフラッシュ、強い光のものが商品としてあるような状況ですけれども、交換時期とか、そういったことも含めて、そこら辺の御意見も今後あったほうが良いかなと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○関澤会長 ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。

また後で気がついたことがありましたら、まだ時間はございますので質問・御意見をいただきますので。

それでは、先に次の議題に進めさせていただきます。

（４）今後の住宅用火災警報器の在り方について（新しい技術等の紹介）

○関澤会長 議題の（４）「今後の住宅用火災警報器の在り方について」、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（小倉） それでは、ただいま御意見もいただきましたとおり、聴覚障害者の皆様への調査でも回答がありましたが、住宅用火災警報器につきましてもさまざまなニーズ・要望がございます。また、業界の皆様のほうでも新たな機器の開発・普及等にも努めていただいているところでございます。

本日は、山本委員が御所属していらっしゃいます一般社団法人日本火災報知機工業会様より最新の機器等について御説明をいただきたいと思います。

それでは、準備がございますので、しばらくお待ちいただければと思います。

ここで5分ほど休憩というのはいかがでしょうか。

それでは、準備の関係がございますので、開始を3時15分ごろからとさせていただきますと思います。

午後3時10分 休憩

午後3時17分 再開

○事務局（小倉） 皆さん、大変お待たせいたしました。準備ができましたので、それでは、火災報知機工業会さんから御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○青木様（火災報知機工業会） 皆様、初めまして。

これから2種類、1つは住宅用火災警報器の新しいタイプができましたので、その御説明をさせていただきます。それともう1つは、3年前から糸魚川の大火を受けまして、消防庁様のほうで実証実験を通しながら屋外警報装置のガイドラインの発出までしていただきました内容、これにほぼほぼ準拠しましたドアホン、要はインターホンができ上がりましたので、その説明をさせていただきます。

まず着座にて、皆様のお手元にお配りしております資料の内容について御説明をさせていただきます。これは半分になっていますけれども、A4サイズで10数ページございます。その資料の説明をさせていただきました後、こちらにございます実機をもちまして、実際にどのような動きになるのかというところの実証をしたいと思いますので、多少時間はかかりますが、よろしくお願いいたします。

本日こちらで説明をさせていただきます、私、青木と申します。もう一人、伊集院と申します。この二人で担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、電池式・ワイヤレス連動型住宅用火災警報器と屋外警報対応テレビドアホンの御紹介ということで資料説明に入らせていただきます。右上にページ番号が打ってございます。この番号に従いながら進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは電池式のワイヤレス連動型住宅用火災警報器（あかり付き）でございます。1ページ目でございます。住宅火災が起きた際に、早期発見と迅速で的確な避難行動をしなければならないということが求められておる中で、実際の火災の発生は夜間に集中しているということが明らかになってございます。もう一点は、就寝されるときに真っ暗にしないと寝られないとおっしゃる方がアンケート調査によりますと55%強おられるというこの2つのことから、夜間の周りが見えない状態でも慌てずに無駄なく行動をして迅速に避難をするということに着目をさせていただきました。

2 ページ目にまいります。私どもでは、今までの住警器は「知らせる」という機能でございました。そこにもう一つ「逃げる」というキーワードを追加いたしまして、しっかりとサポートしていこうということで開発させていただきました。

「知らせる」につきましては、今までもございましたが、警報音、警報音声によって警報内容を知らせる、約90dBの音でその内容を知らせていくということのみでございました。今回新しく機能をつけさせていただきましたのは、その住宅用火災警報器にうっすらと光を灯すということでございます。50%以上の方が、真っ暗な就寝状態で火災が発生した場合に、大変足元が見えない状態で非常に不安な避難をしなければならないというところをサポートするということでこの商品を開発いたしました。しかも、今回つくりましたものは全て電池式でございますので、例えば宅内が停電になってもこの光は光り続けるということでございまして、連動型の住宅用火災警報器でこの光をつけますと、全ての住宅用火災警報器からこのうっすらとした光が点灯いたしますので、避難経路がほぼ確定できるというところでございます。

3 ページ目です。特徴といたしましては3つございます。1つは非常に簡単に設置をすることができるというところであります。連動型でワイヤレスということですので、どうしてもその設定作業が難しいということでございますけれども、非常に簡単な登録で設定ができるということになります。

もう1つは、接続された住宅用火災警報器が非常に簡単にチェックできるということでございまして、接続いたしましたその中の1つのボタンを押さえることで全ての住警器が正常に接続されているかどうかの確認ができるということでございます。

4 ページ目に移ります。4 ページ目では、これは新機能としまして今回から採用させていただきました。機器の交換時期をお知らせするという機能を付加させていただきました。機器の押しボタンがございまして、10年を目安にこの押しボタンをまず光らせる。このときには音は鳴らさない。4回光って、少し時間を置いてまた4回光って、これをずっと繰り返す。この光を放っているときにこのボタンを押さえますと、「ピッ、テスト中です」というメッセージに変わります。その後、「ピッピッピッピッ、警報器の交換時期です」とメッセージをさせていただく。このようなことで交換啓発を促進していただく内容を付加させていただきました。これがあかり付きの住宅用火災警報器の説明でございます。

この後、こちらに実機を用意してございますので、また皆様のお手元にお配りしまして見ていただきます。実際にシステム的にもつながっておりますので、後から実火災発報の状態をつくりまして、どのような状態になるのかを見ていただくようにいたします。

以上でございます。

続きまして、ドアホンにつきましてはの御説明に入らせていただきます。

まず5ページ目にどのようなものがあるのかを書かせていただいております。外でも・どこでもドアホンと、有線タイプのドアホン、それとワイヤレスタイプのドアホン、大きく3つのタイプがございます。そのうちの、黄色枠で囲っております有線ドアホンの中の2タイプがまず、先ほど申し上げましたガイドラインに即したものです。この後、その上にごございますものも続けて説明をいたします。

次、6ページ目にまいります。まず今申し上げましたタイプでございます。このタイプの特徴が3つございます。1つ目が外にも火災警報機能ということで、ガイドラインに即した外部警報の機能をもたせました。それと2番目、あんしん応答機能、3番目、来訪者の記録が充実しました。この3つを新しい特徴といたしました。

1番から順を追って説明いたします。外にも火災警報機能というところでございますが、先ほども冒頭申し上げましたとおり、2016年に糸魚川大火が発生いたしました。死者はおらなかったものの、負傷者17名、147棟が焼損したという大きな火災が起きました。この火災でありますとか、過去に起こりました市街地の大規模火災、こういったものを踏まえて消防庁様のほうで御検討いただきました結果、4月26日に屋外警報装置等の技術基準ガイドラインを発出いただきました。このガイドラインに即したものをということで開発を進めておりまして、宅内の火災検知をインターホンで屋外に通知する機能の搭載をすることに成功しましたということでございます。これが1番目でございます。

その次に8ページ目に移ります。その機能を具体的に図解いたしますと、右上にあります住宅用火災警報器、これの無線信号を接点アダプタに変えるアダプタがございます。そのアダプタを経由しましてインターホンにその信号を取り込む、取り込みますと、インターホンと屋外につけております押しボタンのついている子機、こちらのほうとの両方から「火災警報器が動作しました」というメッセージと音響が鳴動し、屋外の部分につきましてはLEDライトを点滅させて周知するという形のを完成することができたという御報告でございます。

続きまして、もう一機種、これは、ワイヤレス住宅用火災警報器の連動も含めてでございますけれども、あと屋外からスマホ対応で来訪されたお客さんと会話ができるでありますとか、ワイヤレスでいろいろな機械を接続することができるようになっております。住宅の安心安全をつかさどる一つのコントローラー的な立場ができ上がったかなと思ってございます。

これと、次のページのもの、どちらもウェブを使つての外部とのやりとりが可能なものでございます。この後、実機を本日お持ちしておりますので、住宅用火災警報器を接続させていただいて、住宅用火災警報器の模擬信号を与えることによって玄関先でどのような音が鳴るのか、室内でどのような音と表示が出るのか、また、きょうはスマホではござい

ません、タブレットをお持ちしておりますけれども、タブレットでどのような表示が出るのか。その実証をさせていただこうと思ってございます。

続きまして、14ページでございます。ただいま口頭で申し上げました接続図がこのページでございます。今、無線LANルータを通してインターネットと接続されている状態にしております。この機種と図上の左にございます住宅用火災警報器がワイヤレス連動型の移報接点アダプタを経由して接続されている状態にしております。この状態でこの後実機の確認をさせていただきます。

以上、着座にて御説明をさせていただきました。

それでは、続きまして、連動の機能を実際に行ってみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。少し準備にお時間を頂戴いたします。

まず、先ほど住宅用火災警報器の連動設定が非常に簡単であるということを申し上げました。まずその実証をさせていただきます。こちらが住宅用火災警報器ワイヤレス連動型でございます。その子機でございます。この子機をこのワイヤレス住警器の親機のグループに入れるということがまず一番最初にやらなければならない作業でございます。それをこれから実証いたします。

まず電池を接続していただきます。この状態で親機がございます。親機と子機、それぞれをお持ちいただくか置いていただきまして、この裏側に「登録」というボタンがございます。これはどちらにもございます。この「登録」のボタンを押していただくと即座に登録が完了するということでございます。実際に行います。

(電子音声「登録しました。子機3台です」)

ということで、このボタンを一度押すことですぐに登録ができるということです、一般の住宅でお買い求めいただいたときに必要な個数をこういうことで順番に重ねていただただけで登録ができる。あとは取り付けが必要な場所につけていっていただく。このような形で対応がとれますよということでございます。

それでは、せっかくですので住宅用火災警報器を一度見ていただきたいと思います。先生、どうぞ。

(実機配付)

こちらのほうから光が出ます。この後、実際にテスト状態にいたします。そのときにどのくらいの明るさが見えるのかというところを一度見ていただきましたら。どなたか、よろしいですか。どうぞ。ちょっとうるさいですけれども、一度見ていただきましたら。

○関澤会長 すみません、どの範囲だったら無線で飛ぶのですか。

○青木様(火災報知機工業会) 住宅内でしたら、ざっくり言いまして3階建ての住宅ぐらいです。

○関澤会長 上下で？

○青木様（火災報知機工業会） ええ、見通し距離で100m。

○関澤会長 100mも飛ぶのですか。

○青木様（火災報知機工業会） 飛びます。

それでは、まずテストを行います。先ほど2番目で申し上げました、どれか1つを押さえるだけで全部テストできますよというのを実証いたします。

（電子音声「テスト中です」）

これが流れます。

（電子音声「正常です」）

今、正常な状態ということになっています。

今明るくなりました。この明るさ、2.7mの高さに設置をいたしましたときに、直下の照度が0.2ルクスです。ただ、その直下から直径1mの円周上で平均値が0.04ルクス。実際に私どもの評価グループがモニター評価をいたしました結果、高齢者の方で目に優しい明るさを実現しなければならないというところで落ちつけたのが、今申し上げた明るさ。真っ暗な状態ですと、ぼーっと周囲が見える程度の明るさを実現することができますので、その程度の明るさで避難経路を確保できればということで設計をさせていただきました。

今置いています住宅用火災警報器が実際に火災発報をしましたときに、こちらのドアホンの親機と子機でどういったことが起こるかというところ、それともう一つ、きょうはスマホではなくてタブレットを用意してございますので、タブレットにどうやって飛んでいくのかを御紹介いたします。

それでは、火災発報させます。

（電子音声「火事です。火事です」）

（電子音声「ほかの部屋で火事です」）

今度は親機からです。これは玄関子機から。これは屋外の表示になります。これプラス、私たちのスマートフォンにもお知らせをいたします。

信号をとめます。

ということで、住宅用火災警報器をこちらにございますワイヤレス信号の接点アダプタを通して親機に接続することで子機から屋外警報が出せるということと、もう一つ、この機能はウェブと接続されておところがございますので、そこから信号をスマホもしくはタブレットに発出することで外にいましても火災であることが確認できる。

もう一点、このドアホンはウェブに接続されている関係がありまして、宅内のカメラを接続することができます。ですから、通常はペットの監視とか、そのようなときによく使

われているのですけれども、非常時にも非常に有効でして、パン・チルト、ズームの機能も持っておりますカメラがございます。そのカメラで、宅内で異常が起こっているかどうかという確認まですることができるところまではこのシステムで構成することができております。ここまでがきょうの実証実験でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○事務局（小倉）　ありがとうございました。

続きましてもう1件の御説明がありますので、もし個別に御質問等がありましたら、お時間のほうもありますので、こちらで終わった後ごらんいただけるようにということでしょうか。

○青木委員　済みません、準備の途中で結構ですから一点だけお聞きしたいのですが、先ほど小澤先生が生活の一部という重要なことをおっしゃったのですけれども、あと一歩のところで、電池切れをスマホに教えてくれるという機能はつけられないのですか。

○青木様（火災報知機工業会）　それは今はないです。ですから、今は火災発報信号のみを出しております。

○青木委員　今、通常の建物の感知器ですと自動検知機能がありますよね。例えば電気が通じないとか故障していると受信盤のほうに来る機能があるとすれば、警報器がそこを通じて、電池が切れそうですとか、実際破断していて機能が働いていないようですというのがスマホに来れば結構わかりやすいような感じがするのです。それは買わなければいけないのですけれども、例えば新築とか何かがどんどんふえて、これが飛ぶように売れるようになったら、だんだんと身近に、生活の一部の中にいろいろな情報が取り込まれるとすると、忘れたときに電池が切れたということも近い将来なくなるような感じがするのですけれども。まさに小澤委員が言ったような生活の一部の中にいろいろな情報が入る、そういうのはまだ……。もう一歩みたいな感じがするのですけれどもね。

○青木様（火災報知機工業会）　もう一歩でございますけれども、なかなかもう一歩が。

○田中委員　今現在の住警器は、電池切れは鳴りますよね。そちらは鳴らないのですか。

○青木様（火災報知機工業会）　同じく、電池切れに近づいてきましたら、このランプが赤く、まず音が鳴らない状態で周期を持ちながら4回ずつ点滅します。お客様がうっとうしいなと思われてボタンを押されますと「点検中です」になります。その後、「住宅用火災警報器の交換時期です」としゃべります。というのが今の最新のものです。

過去のものはブザータイプ。恐らく設置されて10年程度たっておるものはほぼほぼブザータイプか音声タイプの初期だと思うのですけれども、それはブザーの音が鳴動します。電池切れに近づいてきますとピッと鳴ります。数秒間隔でまたピッと鳴ります。ずっと鳴り続けます。ボタンを押さえましても、24時間とか数日になるかと思っておりますけれども、

また鳴り始めます。交換するまで、電池がなくなるまで鳴り続けます。こういったことで一応異常をお知らせする機能を、過去のものから現在のものまで持たせております。

○関澤会長 もう一つ質問させてもらっていいですか。

もう10数年前になるのですけれども、私が別の大学に行ったときにそういう商品開発の方がいらっちゃって、ちょうど今みたいな、当時は住宅防災安心システムとかいうやつで、ほぼほぼ同じなのですけれども、住宅火災警報器として売っているだけですね。そこに防犯機能、多機能にして、ドアがあげられたとか、泥棒が入ったときの信号もそこに一体のものにして、今のように伝わる、スマホにも来るようなものとしてつくったら、消防庁でこれは住警器じゃないからだめだ、住警器として認められなかった、防犯機能をつけちゃだめだ。先ほど生活の多機能型でどなたかもおっしゃったように、火災警報だけではなくて、防犯の機能もそこにビルトインして1つで全てが伝わるようなものが我々としては欲しいのですけれども、消防庁としてはそれはだめだという解釈らしいのですけれども、それは今でも同じですか。

○吉田オブザーバー 今、機器開発とかに関しては消防庁は特には言わないのですけれども、消防庁としましては、当時義務化となってから10年以上たちますと当然、こういった形で高機能な製品も出てくるわけございまして、この10年の交換のタイミングに合わせて、よりこういった付加的な機能を持つ機器を設置していただくようにお勧めはしているところでございます。

○関澤会長 かたくなに、そういう余計なものがついたら住警器じゃないよとは言わない時代になったと。青木さんのほうは、そこまで広げるつもりはなかったのですか。絶対「防火、防犯一体ですよ」と言ったほうが、私は別に肩を持つわけじゃないのですけれども、できると思うのですけれども。

○青木様（火災報知機工業会） 明快なお答えはできませんけれども、住宅用火災警報器の機能としましては今回のあかり付きぐらいなのかなと今思っています。

○関澤会長 いや、いわゆる移報接点アダプタみたいな、ルータみたいながあるので、そこにドアの開閉とかの信号も行くようにしておけば同じことができるんじゃないですか。

○青木様（火災報知機工業会） この移報接点アダプタは基本的には住宅用火災警報器です。全く同じアドレスの中に……。

○関澤会長 いや、私が言っているのは、その端末にではなくて、タブレットとかスマホのほうに防犯警報も来るように、1つのルータから送ったらいんじゃないのということです。

○青木様（火災報知機工業会） それは既にできております。例えば無線のドアセンサがありまして、その信号はここに取込むようになっております。ここからスマホにとりま

す。

○関澤会長 それはもうできているのですか。

○青木様（火災報知機工業会） できています。

○関澤会長 あるのですね。

○青木様（火災報知機工業会） あります。

○関澤会長 わかりました。

○栗野委員 栗野です。今、新しい機能のついた商品をいろいろと御説明いただき、うれしいと思います。

けれども実は、私の母はひとり暮らしをしております。1年前、母のためにドアホンと警報器を買ってつけてあげました。けれども、やはり不便に感じたことが幾つかあったのです。それは何かといいますと、一つは、私の母は身長が140cmと小さいのです。そのために、確認ですとか間違っただけで誤作動したときに、位置が高過ぎて届かない、とめられない、とても大変だということなのです。それで仕方がなく、ひもをつなげて垂らすようにしてという工夫もしました。

それから、私が一緒に泊まったときには、今ランプの光がありますけれども、ちょっと弱くて、特に火事で赤く光るようなものはないわけです。強い光はないので気がつかないということもあるかと思います。チラシにあるように、別につなぐものを買って赤く光らせるということになりました。そういうことをいろいろ考えますと、将来的には合理的に、先ほど会長様のお話にありましたように、いろいろな機能も使える方法の開発をしていただけるとありがたいと思います。

○青木様（火災報知機工業会） 貴重な御意見ありがとうございます。今後の開発にこの御意見を生かさせていただくように設計の者に情報提供させていただきますので、ありがとうございました。

○栗野委員 済みません、もう一つ。

例えば先般の台風19号の例にもありましたように、水害ですとか倒壊ですとか、そのようなことを睡眠中にどのように早く知ることができるのかということを考えていわけです。火事だけではなく、水害ですとか、また倒壊の心配があるなど、いろいろなそういうことが緊急で知らせるような機能がついていくと、それは大変かなと思うのですが、そのようなことも含めた開発をぜひ考えていただきたいと思います。

○関澤会長 青木さんだけに話が行っているわけじゃなくて、事務局が答えても。

○事務局（小倉） 貴重な御意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきますと思います。

きょうはもう1件、説明に来ていただいていますので、御説明をよろしくをお願いします。

○田家様（火災報知機工業会） 初めまして、田家と申します。本日は二木と2名で御説明させていただきます。お時間も迫っていますので、駆け足で御説明させていただきたいと思います。

聴覚障害者の日常生活用具ということで、玄関のインターホンが聞こえないということ、またはこのような火災警報器が聞こえないというものを、無線電波を使用して振動する腕時計、または振動する枕シェイカー、または強い光と音ということで、そういった受信機をそろえまして聴覚障害の方たちの生活の中で使っていただいている商品になります。今回実機を持ってきましたので、無線機器ですので、ちょっとお時間もあれなのですけれども、腕時計型のものとキューブ型のものがありますので、実際に無線を飛ばしてどういった振動があるのか、どのように気づけるのかというところを見ていただきたいと思いますので、お配りさせていただきます。

（実機配付）

移報接点付きの火災警報器に外づけ無線送信機を取りつけまして、火災が起きたときに無線で火事を知らせるというものになります。では、一度やってみます。

（警報）

時計を持っている方、どのボタンでも結構ですので、ぐっと長押ししていただくととまります。一度受信しますとエンドレスで鳴り続けるというものになります。

（警報）

○関澤会長 スマホにも送れるのですね。

○田家様（火災報知機工業会） これは特定小電力の電波帯なので、スマホとの連動はまだできません。

こちらのものは先ほど玄関にも対応しているということだったのですけれども、実際にこういったインターホンの音の出る場所にマイクセンサを張りつけて、例えば音が出るところがあるので、そういったところに張りつけておいていただいて、ピンポンと音が鳴ると、電波を飛ばして「来客です」と、先ほど見ていただいたように文字が出るようになります。なので、玄関か、それとも先ほどのように「警報注意」という文字で火災なのかということを、文字と振動で見分けるシステムになっています。

簡単ではございますが、このようなシルウォッチシステムと申します。

以上でございます。

○事務局（小倉） ありがとうございます。お時間の関係で、御質問もあるかと思いますが、まだまだもう少し、会議後もいらしていただけますので、御質問がありましたら個別にお願いいたします。

それでは、火災報知機工業会様、御説明ありがとうございました。

最後に資料4をごらんいただきたいと思います。今回、第15期の東京都住宅防火対策推進協議会では、既存住宅での住警器の義務設置化から10年を迎えるに当たりまして、より効果的な設置促進と適切な維持管理方策を検討することを目的としております。一方で、今ごらんいただきましたように、住警器自体も進化していますし、また、IoT、インターネット・オブ・シングス、家電などさまざまなものをインターネットとつないで便利な生活を実現するというものですが、こういったIoTやスマートフォンの普及など、住宅や生活を取り巻く環境も日々変化しているのが実情でございます。今後、住警器ですとか住宅防火という概念も、先ほどもありましたけれども、生活の一部として当たり前のように組み込まれていくといった環境になることも予想されます。

今期の協議会では、10年交換のモデル消防署での検証のほか、具体的な結論はなかなか出ないかもしれないのですが、IoTなどとの連携を含めた今後の住宅用火災警報器、住宅防火のあり方についても、関係業界、消防関係者が今後考えていくに当たってのきっかけとなるような提案もできればと考えております。委員の皆様におかれましては、ぜひこういった機能があったらいいね、こういった機器とつながるともっといいのになといった意見をぜひ頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○関澤会長 どうもありがとうございました。

(5) その他

○関澤会長 もう時間もまいりましたが、最後に全体を通しましてきょうの議題に関係したことで御質問・御意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

○廣井会長代行 今回の結論というか、大枠として、共同購入したほうが交換時期が整いますし、次の次も楽だということで共同購入をしていこうということだと思うのですが、一方で町会ベースの共同購入の限界みたいなのも東京の地域によってはあると思います。そこで、この協議会を含めて、町会によらない共同購入のあり方を次回以降探る御予定なのかどうか、例えば企業単位、あるいは小学校単位、それから保険の割引を実施しているところが見当たらない。これはどういう理由かわかりませんが、保険加入者グループでという共同購入のやり方もあると思うのですが、町会の共同購入をモデルケースでこれから使っていくのか、あるいは町会以外のところも、多分若い層はほとんど町会とつながりがないので、やはり町会単位の共同購入は限界があると思うのですが、そのあたりお聞かせいただけますでしょうか。

○事務局（小倉） モデル消防署では基本的に町会ベースが基本になるのかなと思います

が、廣井会長代行がおっしゃったように、いろいろな形で購入という形があると思います。聴覚障害者の方が団体でまとまってというやり方ももしかしたらそのほうがやりやすいかもしれないですし、いろいろなやり方は確におっしゃるようなにあると思います。現実的にモデル消防署ではこれはできないかと思うのですけれども、提言としてこういったやり方も考えられますといったことは検討していきたいとは考えております。ありがとうございます。

○関澤会長 ほかにはいかがでしょうか。

○小林委員 東京都介護支援専門員研究協議会、ケアマネジャーの団体でございます。私たちはどうしても高齢者とかかわることがとても多いのです。それで一つ私を感じたのは、ヒアリング調査の中でも見ていただくとわかりますように、回答されている方は70代の方がメインであるということ、それから80代の方もいらっしゃいます。そういう方々が、とてもすてきな、今見せていただいてすごい機能だなと私も思いましたけれども、タブレットとかインターネットとか、そういう機能になかなか皆さん不得意さを感じる。使えないという方も。実際、私の母も80代になりますが、スマホは使えません。今もガラケーの携帯で、電話機能をとるのみという方も多いのです。中にはとても得意な方もいらっしゃいますが、大概の高齢者はそういうところが不得意であるということも考慮に入れていただきたいなと仕事柄感じましたので、御意見として出させていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（小倉） 貴重な御意見ありがとうございます。確かにそういった地道な、消防署のほうでも家庭を回ったりといったことで地道な活動も大切だと思いますので、あわせて実施していくような形で検証させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○関澤会長 時間は過ぎておりますけれども、もし何か御意見がありましたら。——よろしいでしょうか。

今年度はこれが最後ですか。もう一回あるんでしたっけ。

○事務局（小倉） もう一度ございまして、年を明けて1月下旬から2月上旬ごろを考えております。

○関澤会長 では、また今年度もう一回あるそうですので、きょう言い忘れたことがありましても、次回また御意見をいただければと思います。

それでは、一応きょうの全ての議事は終えさせていただきまして、進行を事務局に返します。

4 閉 会

○事務局（小倉） 会長、進行のほう、ありがとうございました。

それでは、事務局から一点事務連絡でございます。第3回の予定は今申し上げましたとおり、1月下旬から2月上旬ごろを予定しております。本日の協議会の議事録につきましては、第1回同様、後日各委員の皆様にお送りしますので、御確認をお願いいたします。御確認いただいた後、第1回同様に当庁ホームページ上で公開させていただきます。

本日は長時間にわたりまことにありがとうございました。